



# 国際運送事業者のための AEO制度実務手引書

---

---



## 目次

はじめに .....	1
第1章 制度の紹介 .....	3
第1節 制度の概要 .....	3
第2節 対象業種 .....	4
第3節 承認要件 .....	5
第4節 ベネフィット .....	6
第2章 承認申請の手続き .....	9
第1節 承認申請の流れ .....	9
第2節 必要な書類等 .....	12
第3章 法令遵守規則（CP）の要点と事例 .....	15
第1節 セキュリティに関する基本的な考え方 .....	15
第2節 貨物管理に係わるセキュリティの確保 .....	16
第3節 貨物管理に係わるセキュリティの確保のための体制整備等 .....	20
第4章 よくある質問と回答 .....	23
第5章 関連法令 .....	26
第1節 対象者の要件 .....	27
第2節 承認の手続 .....	28
第3節 承認の要件 .....	29
第4節 審査要領 .....	30
第6章 用語と周辺知識 .....	31
第7章 各税関の窓口及び連絡先 .....	36

付録1：特例輸入者・特定保稅承認者・特定保稅運送者・特定輸出者・認定通關業者  
承認・認定申請書（C-9000号）

付録2：国際運送貨物の運送業務等に係る法令遵守規則

付録3：法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート



## はじめに

現在、急速な経済のグローバル化と企業活動の国境を越えたサプライチェーンの構築が進展する中、世界各国においては物流分野におけるセキュリティ確保に向けた施策が実施され、物流を巡る国際的な環境は目まぐるしく変化しており、国際運送事業者は、リードタイム短縮とコスト削減とともに、安全・安心の確保にも取り組むことが要請されてきています。

このような世界的な情勢の下、日本においては、平成 20 年 3 月の関税法改正によって、特定保税運送制度が導入され、国際運送事業者が新たに AEO 制度の対象とされました。

平成 17 年度より設置された「安全かつ効率的な国際物流施策推進協議会」(関係 7 省庁及び 23 民間団体により構成)において、昨年度、国際運送事業者を対象とした AEO 制度における当該事業者の法令遵守規則モデルを策定しました。そして、平成 20 年度、同制度の普及・促進のために、「国際運送事業者を対象とした AEO 制度普及方策検討ワーキング・グループ」を設けて、本「国際運送事業者のための AEO 制度実務手引書」を策定しました。

上述のとおり、同制度は開始されてまもなく、また、国際運送事業者の範囲は幅広いために、一律に同制度を説明することは困難ですが、本手引書作成にあたっては、これから AEO の認定を受けようと準備する国際運送事業者の視点に立った実務上の参考書になることを目指しました。

本手引書作成にあたり、ワーキング・グループに参画して頂きました多くの関係各位のご協力とご支援に対して深く感謝申し上げますと共に、本手引書が国際運送事業者の一層の発展に寄与し幅広く活用されることを期待いたします。

平成 21 年 2 月  
「安全かつ効率的な国際物流施策推進協議会」事務局  
財務省関税局  
国土交通省政策統括官

### 「本書の利用にあたって」

本文中では以下のような方法で関連事項の参照を行っています。

- ・付録等の参照: 例えば、本文で「…確認できます(付録1参照)。…」とある場合は、「付録1」を参照下さい。
- ・用語解説の参照: 例えば、本文で「…における C-TPAT<sup>[3]</sup>…」とある場合は、「第 5 章 用語と関連知識」の No.3 で用語解説していることを示しています。
- ・脚注: 例えば、本文で「…期待されます<sup>1</sup>。…」とある場合は、脚注を参照下さい。

「国際運送事業者を対象とした AEO 制度普及方策検討ワーキング・グループ」  
メンバー

(社)航空貨物運送協会  
(社)全日本トラック協会  
定期航空協会  
(社)日本インターナショナルフレイトフォワーダーズ協会  
日本海運貨物取扱業会  
(社)日本経済団体連合会  
(社)日本港運協会  
(社)日本船主協会  
(社)日本物流団体連合会

財務省  
国土交通省

## 第1章 制度の紹介

### 第1節 制度の概要

AEO とは、Authorized Economic Operator の略であり、一般的には「認定された貿易関連事業者」と理解されています。AEO 制度とは、税関当局が貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された貿易関連事業者を認定し、自らの責任で適正な貨物管理及び税関手続きを行ってもらい、その代わりに迅速かつ簡素な税関手続き等のベネフィットを提供するものです。いわば、民間企業と税関当局がパートナーシップを結び、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立の実現を図る制度です。

世界的には米国における C-TPAT<sup>[3]</sup>や 24 時間前ルール<sup>[1]</sup>などの取組みを背景に、国際物流におけるセキュリティ管理の重要性に着目した施策の導入が国際的なトレンドとなると同時に、効率的な国際物流の実現も重要な課題となってきています。このため、2006 年 6 月、世界各国の税関当局の集まりである WCO<sup>[12]</sup>(世界税関機構)において、国際標準の AEO ガイドライン<sup>[13]</sup>が採択されました。

これまで日本においては、輸入者、輸出者及び倉庫業者(保税蔵置場の被許可者)を対象とする AEO 制度(簡易申告制度<sup>[19]</sup>、特定輸出申告制度<sup>[33]</sup>及び特定保税承認制度<sup>[32]</sup>)が順次導入、また、改善されてきました。そして、今般、2008 年 3 月の関税法改正によって、同年 4 月より、新たに国際運送事業者及び通関業者を対象とする AEO 制度として特定保税運送制度<sup>[31]</sup>（以下「AEO 運送者制度」という。）及び認定通関業者制度<sup>[34]</sup>（以下「AEO 通関業者制度」という。）が創設されました。

AEO 運送者制度は、国際運送事業者として船会社、航空会社、フォワーダー等を対象としています。AEO 運送者制度の承認を受けるためには、業務遂行能力や過去の法令違反歴について審査を受け、また、法令遵守規則の作成及びその法令遵守規則に沿って適正かつ確実に業務を行うための社内体制整備が求められます。AEO 運送者制度のベネフィットとしては、保税運送に係る税関手続きの簡素化及び荷主の輸出リードタイムの短縮が可能となります。更には国際間のサプライチェーンにおいて、有利なステータスを得るためのブランドとして活用できるようになることが期待されます。

また、AEO 制度を導入している諸外国の税関当局との間では、一方の当局が認定した AEO 事業者を他方の当局もセキュリティ管理等に優れた者として認定し、そうした者に対し相互に貿易円滑化措置を付与することを基本的な考え方とする「相互承認」が推進されています。この相互承認のメリットは、まずは輸入に係るサプライチェーンの安全強化が挙げられます。更にはグローバル化する製品の調達・生産・販売の一連のサプライチェーンにおいて、大きなリードタイム短縮やコスト削減が可能となり、国際競争力の強化につながることが期待されます<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 2008 年 10 月 12 日より、日本・ニュージーランドは相互承認を実施、双方の AEO 輸出者を相互承認の対象者として、相手国の対象者が輸出した貨物の自国における輸入に対して、セキュリティ面に係る通関の円滑化措置を施しています。

## 第2節 対象業種

AEO 運送者制度の対象となる国際運送事業者は、外航海運、航空会社、フォワーダー、トラック事業者、港運事業者で、国土交通省が所管する各事業法に従うと以下の表のとおりとなり、所定の事業の許可(届出、登録を含む)を受けてから(AEO 制度の承認の日まで)3 年以上経過していることが承認要件の一つとなります。なお、この制度の対象には国際運送事業者以外の倉庫業者、CY 管理者などの指定保税地域<sup>[24]</sup>等の貨物管理者や認定通関業者(以下「AEO 通関業者」という。)も含まれます。

分類	事業体	根拠法令	事業の名称等	所管官庁	要件
国際運送貨物取扱業者	外航海運	海上運送法	・貨物定期航路事業 ・不定期航路事業	国土交通省海事局	当該許可等を受けてから3年が経過
	航空会社	航空法	・航空運送事業 ・外国人国際航空運送事業	国土交通省航空局	
	フォワーダー	貨物利用運送事業法	・第一種貨物利用運送事業 ・第二種貨物利用運送事業 ・外国人国際第一種貨物利用運送事業 ・外国人国際第二種貨物利用運送事業	国土交通省政策統括官付	
	トラック事業者	貨物自動車運送事業法	・一般貨物自動車運送事業 ・特定貨物自動車運送事業	国土交通省自動車交通局	
	港運事業者	港湾運送事業法	・一般港湾運送事業	国土交通省港湾局	
	保税蔵置場等の関係者	倉庫業者 指定保税地域等の貨物管理者(CY管理等)	・保税蔵置場の被許可者 ・保税工場の被許可者 ・指定保税地域または総合保税地域の貨物の管理者  ・特定保税承認者  ・認定通関業者	財務省関税局	
認定通関業者		関税法			他のAEO制度承認事業者



### 第3節 承認要件

AEO 運送者制度の承認を受けるためには、前節の対象業種の事業者であり、以下の要件を満たしていることが必要です。

- ① 対象事業の許可等(届出、登録)を受けてから、AEO の承認申請まで 3 年以上が経過していること
- ② 関税関係法令及び各業法について過去 3 年間に違反がないこと。また、その他の法令について過去 2 年間に役員や従業員が禁固以上の刑に処せられていないこと
- ③ 特定保税運送に関する業務について法令遵守規則を定めていて、そのための管理体制を確立し、業務を適正かつ確実に遂行できること
- ④ 特定保税運送に関する業務について、電子情報処理組織(NACCS<sup>[8]</sup>)を使用して行うこと
- ⑤ 過去3年の間に保税運送の経験があること(必ずしも保税運送の申告を行っている必要はない)(第4章 QA8参照)

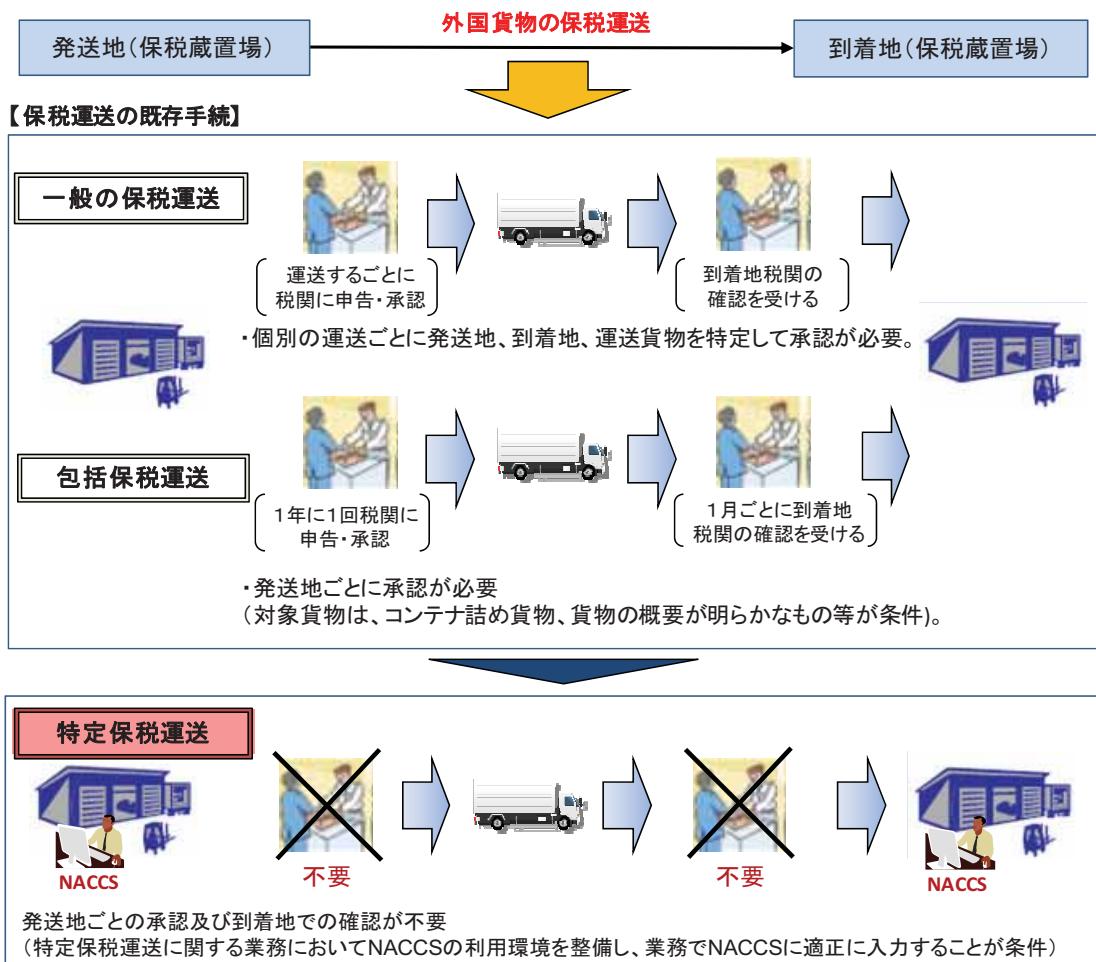
## 第4節 ベネフィット

AEO 運送者制度の承認を受けた特定保税運送者(以下「AEO 運送者」という。)が享受できるベネフィットには、以下のものがあります。

### (1) 保税運送に係る手続きの簡素化・負担軽減

AEO 運送者の承認を受けることで、保税運送(外国貨物の国内保税地域間での輸送)を行う際に、保税運送に係る手続きが簡素化され、負担が軽減します。なお、このベネフィットが受けられるのは、NACCS<sup>[8]</sup>により外国貨物の管理を行っている保税地域<sup>[40]</sup>間の保税運送を、NACCS を利用して行う場合です<sup>1</sup>。

保税運送は、例えば埠頭の保税蔵置場<sup>[39]</sup>から内陸の保税蔵置場に外国貨物のままで(関税や消費税を払わずに)運送することであり、外国貨物が不正に国内に引き取られるのを防ぐため、保



<sup>1</sup> 「…電子情報処理組織を使用して行うことができる能力を有していることは、特定保税運送に関する業務において通関情報処理システム(NACCS)を使用して行うことができる環境を整えており、かつ、特定保税運送に関する業務を行う際には適正に当該システムに入力することができる能力を有していることをいう。なお、一つの申請者が2以上の営業所を有しており、一部の営業所において当該システムを使用して行うことができる環境を整えていない場合であっても、その他の営業所における特定保税運送に関する業務について当該システムを使用して行うことができる環境を整えており、全体として、適正に当該システムに入力することができる能力を有していることが確認できる場合には、当該基準に適合しているものとして取り扱うこととする。」(「特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年財閥第 418 号)」の3(3)より)

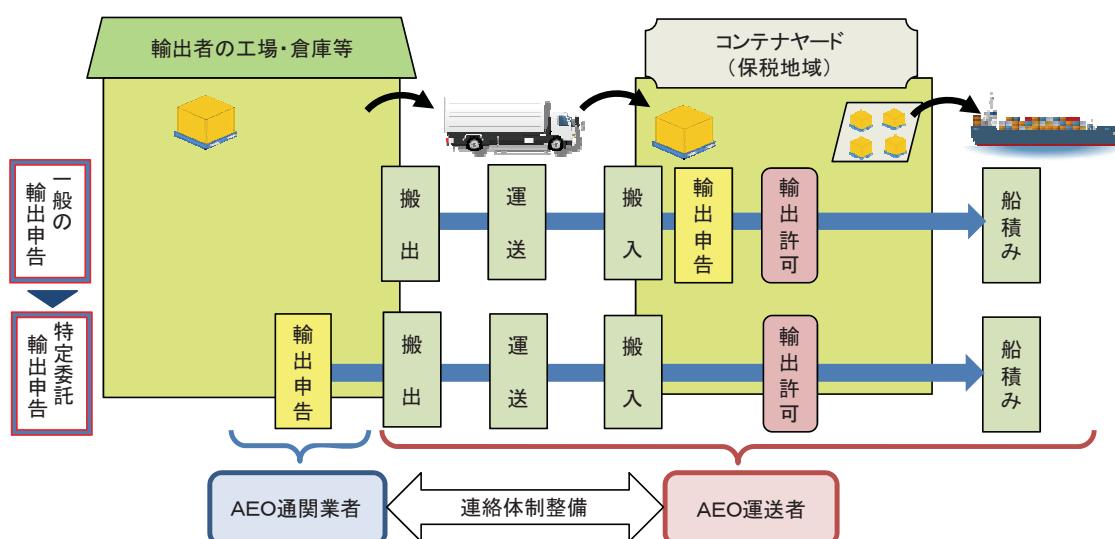
税運送するには原則的に税関長への申告と承認が必要になります。また、通常の保税運送の場合、個別の運送ごとに、発送地の税関に申告し承認を受け、運送後に到着地の税関に積荷目録を提示して確認を受ける必要があります。AEO 運送者制度の場合には、NACCS を利用することにより、窓口での個別の承認及び確認が不要になります。

また、保税運送が頻繁に行われる場合には、個別の承認を要せず一定期間中に一括して承認を受ける包括保税運送制度もありますが、同制度と AEO 運送者制度との大きな違いは 2 つあります。

まず第1は、包括保税運送制度は、取締上支障がないと認める場合に、一定期間における保税運送について一括して承認を受ける制度ですが、包括承認期間は最長でも 1 年であり、毎年更新手続が必要であるのに対し、AEO 運送者制度では保税運送の承認及び更新手続が不要です。第 2 は、包括保税運送の承認は、継続的に運送が行われている区間について発送地または到着地が異なるごとに承認を受ける必要がありますが、AEO 運送者制度では NACCS で貨物管理を行っている保税地域間であれば、貨物や運送区間の制限なしに NACCS へ必要事項を入力するだけでいつでも自由に運送できます。

## (2) 荷主の輸出リードタイム短縮

輸出貨物の運送において、輸出申告を行う通関業者が AEO 通関業者の場合、保税地域を持ち込むことなく荷主の工場や倉庫等の保税地域外で輸出申告が行えるようになり(いわゆる保税搬入原則の適用除外)、荷主の輸出リードタイムを短縮することが可能になります(特定委託輸出申告制度)。この場合、AEO 運送者は、運送貨物に対する税関の検査や運送中の事故等に対応するために、当該 AEO 通関業者との連絡体制を整備することが必要となります。なお、この運送は保税運送ではないので、NACCS を利用する必要がありません。



### (3) 有利なステータスの確保と企業戦略への反映

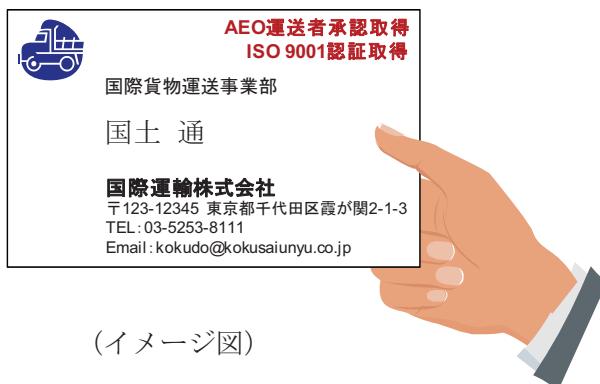
AEO 制度は、米国や EU はもとより世界各国で導入が広まりつつあります。こうした新しい潮流に対して、企業は如何に適用あるいは活用していくのかという戦略が必要になってきます。

AEO 制度は、もともとテロ対策の一環として始まったものですが、企業サイドからみれば AEO の認定を受けるということは、その企業が物流セキュリティの基準を満たしているとみなされ、サプライチェーンのパートナーとしての有利なステータスを確保することが期待されます。例えば、AEO の承認を受けた企業の中には、CSR 報告書等において、「お客様の信頼に応えるために法令遵守を一層強化し、安心して利用できるサービスの提供に努めます」として差異化を図る企業もあります。

また、物流業界における競争力と言えば、これまで低価格で運送するコストパフォーマンスやいち早く輸送する効率性や運送品質等が重要ですが、今後はセキュリティという新たな要素が加わってくると言えるでしょう。企業のなかには、セキュリティをビジネス戦略にいち早く取り入れる所も増えてくるものとみられます。例えば、世界有数のターミナル・オペレーター<sup>[28]</sup>である A 社は、セキュリティを企業戦略の柱の1つにしています。また、世界中でコーヒー飲料の販売を行っている B 社のように、「From Farm to Cup」を謳い文句に、原料のコーヒー豆等の調達から店舗での抽出に至るまでの全サプライチェーンのセキュリティを確保し、その製品が安心・安全であることをアピールすることによって、企業ブランドや企業イメージの維持・向上を図る企業もあります。

こうした定性的なベネフィットばかりではなく、セキュリティの確保により定量的な効果を得られる可能性があることも認識しておくことが大切です。例えば、米国のスタンフォード大学がセキュリティについて先進的な取り組みで知られる製造業者や物流事業者に対して行った調査結果によれば、セキュリティへの投資によって、平均で盜難・紛失 38% 減少、在庫 14% 改善、問題解決に要する時間 21% 短縮等の付帯利益があったとされています<sup>1</sup>。

AEO 制度の登場によって物流セキュリティと効率性の両立に対する関心が呼び起こされました。すでに企業には内部統制や個人情報保護など様々なセキュリティへの対応が求められており、企業全体としてのセキュリティマネジメント(あるいは企業リスクマネジメント ERM)の一環として AEO 制度に取り組むことも可能になってくるでしょう。



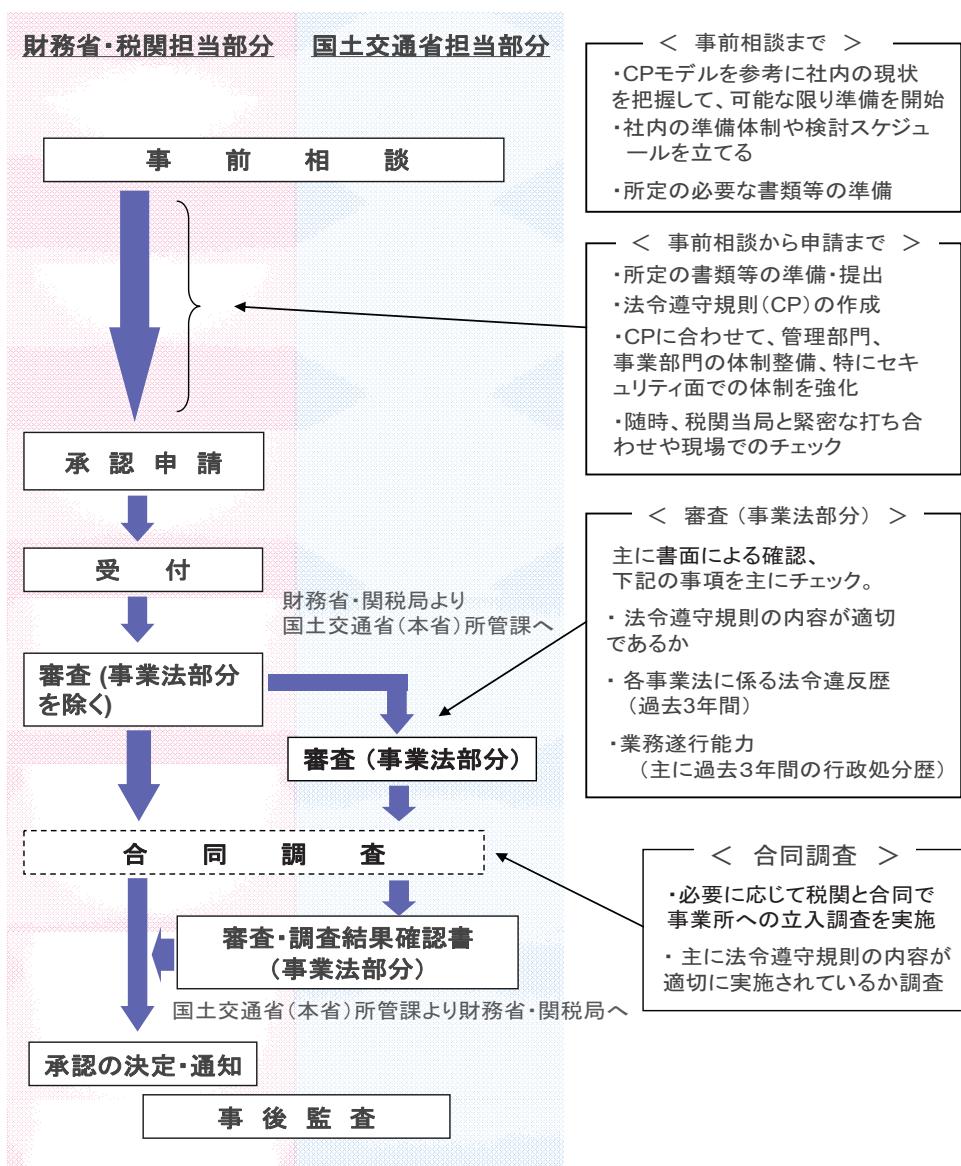
<sup>1</sup> Barchi Peleg-Gillai, Gauri Bhat and Lesley Sept, "Innovators in Supply Chain Security: Better Security Drives Business Value" ([http://www.nam.org/~media/Files/s\\_nam/docs/237300/237208.pdf.ashx](http://www.nam.org/~media/Files/s_nam/docs/237300/237208.pdf.ashx))

## 第2章 承認申請の手続き

国際運送事業者は AEO 運送者の承認申請に際して、所定の書類や手続き等の準備が必要です。

### 第1節 承認申請の流れ

申請者が AEO の承認を受けるまでの流れ、作業や心得ておくべき事項は以下のようになります。



## (1) 事前相談まで

事前相談するにあたっては、まずは本手引書をじっくり読んで、社内での作業体制を整え、作業スケジュール(社内での意思決定過程なども含め)を立案する等、可能な範囲で準備を進めるべきでしょう。また、普段の業務についてコンプライアンスが優れているか、確認することができるチェックシートを税関HPで公開していますので、まずは申請者自身で確認してみましょう(付録3参照)。

社内での体制について、物流部門だけではなく、総務や法務部門、各事業部門、そして現場の工場や倉庫等、全社を挙げての作業となることが考えられますので、例えば、中核(法務や管理部門)になる少数の者で主要な作業を行い、最終的に関連部門を含めた社内全体に浸透させていく方法が効果的かもしれません。また、実際の体制整備に当たっては自社内だけでなく、外部委託業者や関連グループ企業も含まれてきます。

なお、申請企業の事業や工場の規模次第であり一概には言えませんが、例えばISOなどを取り扱っている企業では、組織整備等のノウハウが培われており、比較的スムーズに作業をスタートできる面もあるようです。

## (2) 事前相談から承認申請まで

事前相談及び承認申請を行う税関は、原則として主たる事業所を管轄する税関になりますが、一つの税関で承認を受けると全国の税関で本制度のメリットの適用を受けられます。

承認を受けるためには、事前相談の段階で、前述したようにCPばかりでなく業務手順書や建屋・設備等に関する情報、情報システムの機能の説明などを用意する必要があります。

### AEO認定事業者の経験談

当社は、AEOの認定を受ける以前からコンプライアンスを経営目標の一つとして掲げ、法令遵守の内部規則を定めるとともに内部統制やISO9000等にも積極的に取り組んできた。今回のAEO取得もその一環であるが、申請にあたって最も苦労したのは自社のセキュリティポリシーの明確化と、それに基づく業務手順の整備であった。内部統制やISO9000ではそれぞれの要件に従って業務手順書を整備していたが、AEOで要求されるセキュリティ対策については手順として文書化が不十分であった。

税関に相談に行く前は、自社のセキュリティ対策で十分なのか否か、何が不足しているのかが判らず悩んだが、税関とのやりとりを通じてセキュリティに対する自社の考え方を整理でき、現状のリソースや設備をうまく活用すれば対応可能であることを教わった。とは言え、法令遵守規則の作成、セキュリティに係わる業務手順や監査手順等の文書化には3ヶ月近くを要した。なお、税関が要求する情報を取り出せるようにコンピュータシステムの一部改造を行ったが、簡単な変更で済ますことができた。

それぞれにおいてどの程度のセキュリティレベルが適正なのか等については、申請者の取扱い貨物や運送の規模等に応じて決まります。そこで、前述のチェックシートを用いて、申請者が承認を受けるのに必要な要件を具体的に税関職員と協議していくことが非常に重要になります<sup>1</sup>。

### (3) 申請後

税関で申請を受け付けた後は審査に回されます。なお、事業法の部分に関しては国土交通省の所管課が審査を行います。審査の過程で必要に応じて立入調査が行われますが、基本的には税関と国土交通省が合同で行います。これは主に申請者が作成した法令遵守規則(CP)に基づいて適切に体制が整備されているかどうかを最終的にチェックするものです。両者の審査結果に基づいて税関長が承認するか否かの最終的な判断を行い、申請者に結果が通知されます<sup>2</sup>。

申請者が行っている事業に係る手続き等について、CPに明確に定めていないことは、承認を受けるにあたり大きな困難となってしまっています。他方、承認要件となっている事項について確実にCPに記載するとともに、申請者が「当社としてはこういう体制でしっかりと管理しています。」と説明出来かつ審査側の理解が得られれば、問題ありません。最初から全てにおいて完全な体制整備はできるはずもありませんので、申請者は税関当局と協議や相談を重ね、申請者の実情に応じた社内体制等を整備していくことになります。

また、認定取得後も、自主的にセキュリティレベルを維持し改善を図ることも非常に重要なとなります。定期的に事後監査等が実施されますが、法令遵守体制や貨物管理業務等が日頃からの的確に運用されているかがポイントになります(第3章第3節参照)。

---

<sup>1</sup> 「特定保税運送者の承認はチェックシートを手交し、これに所要の項目を記入した上で提出させることにより審査の参考とするとともに、申請者の業務運営状況、内部体制等を十分に聽取することにより、当該申請者の実情を考慮するものとする。」(特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成19年財閥第418号)の4)

<sup>2</sup> 受付から決定通知までは原則2ヶ月以内(関税法基本通達(昭和47年蔵閥第100号)63の2-3(2))

## 第2節 必要な書類等

承認申請に必要な書類等には、以下のものがあります。

### (1) 所定の書類等

申請書は所定の様式(税関様式第9000号)がありますので、様式に従って必要事項を記入します(付録1参照)。法令遵守規則(CP)、登記事項証明書及び国際運送事業者であることを証明するための書類も必要です。この他、社内組織体制図、会計関係書類、業務手順書、取扱貨物のデータや保税運送のルート等具体的な業務に関する基本的な資料も必要に応じて用意しなければなりませんが、大体において、既存のものを上手に活用することで対応できるでしょう。

#### 【承認申請に必要な所定の書類】

##### (1) 申請書

以下の事項を記載

- ① 住所又は居所及び氏名又は名称
- ② 国際運送貨物取扱業者の区別における事業の名称
- ③ 申請者に関する事項
  - 1) 役員の氏名、経歴、資本金
  - 2) 業務の種類及び概要
  - 3) 以下の業務に直接携わる部門の責任者の氏名、職名、履歴
    - イ) 特定保税運送に関する業務等
    - ロ) 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務(特定保税運送に関する業務等を除く)
  - 4) 法令違反等(関税法63条の4第1号に規定)があった場合には、その事実
  - 5) 以下の業務を行う営業所の名称
    - イ) 特定保税運送に関する業務等
    - ロ) 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務
- (2) 法令遵守規則(2通)
- (3) 登記事項証明書
- (4) 国際運送貨物取扱業者の区別における事業者であることを証する書類

【「関税法施行令55条の5」、「関税法施行規則7条の3」より】

## (2) 法令遵守規則（CP）

これらの書類の中で最も重要なものの一つが CP です。CP に記載すべき事項は法令によって定められていますが、具体的に国際運送事業者向けの CP モデルがホームページに掲載されています(付録2参照)。事業者はこれを活用して自己の業務に合わせた CP を作成することが可能です。

この CP 作成が AEO 認定を得るための最大の課題となります(「第3章 法令遵守規則の要点と事例」参照)。作成にあたっては、関税局通達「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」の 4(2)②及び③にあるとおり、他の CP をこの AEO・CP として一部又は全部を利用することも可能とされています。また、ISPS コード<sup>[10]</sup>等による施設の保安確保や米国の C-TPAT<sup>[3]</sup>、TAPA<sup>[11]</sup>等の認定取得も審査にあたっては考慮されます。

また、新たに作成する CP と既存の他の CP(例えば、輸出を扱う企業であれば、安全保障輸出管理規定)では、既存 CP の改正手続きが容易か煩雑か等の観点から、別々にCPを作成するか、一本化を図るかを判断します。これにあたっては、社内調整も重要なポイントになるでしょう。

## (3) チェックシート

CP の内容が適正であることを自己評価するために「法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート(以下「チェックシート」という。)」の記入が求められます(付録3参照)。このチェックシートは CP と同様に最も重要な書類の一つであり、税関等とのやりとりに際して不可欠なものです。チェックシートの作成に際しては、「YES」と評価した理由(例えば、CP や業務手順書の参考条文及び実施事項など)を具体的に記入し、審査の過程でそのエビデンスを示す必要があります。

### 【法令遵守規則の記載事項】

#### イ) 法令遵守のために必要な体制

- 1) 2)から 4)で規定する業務を総括する部門の名称、責任者の氏名、職名
- 2) 特定保税運送に関する業務を行う部門の名称、責任者の氏名、職名
- 3) 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う部門の名称、責任者の氏名、職名
- 4) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称、責任者の氏名、職名

#### ロ) 各部門の業務の内容及び手順

#### ハ) 法令遵守規則の名称及び目的

#### 二) 業務の一部を外部に委託している場合に、委託先の管理及び指導に関する事項

#### ホ) 税関との連絡体制、法令違反が生じた場合に対処するための措置

#### ヘ) 運送目録の作成・管理及び税関への提示・提出に関する事項

#### ト) 財務の状況に関する事項

#### チ) 役員や従業者への教育・研修に関する事項

#### リ) 懲罰に関する事項

#### ヌ) その他参考となるべき事項

【関税法施行規則 7 条の 4 より】

### 【既存の他の法令遵守規則の取り扱いについて】

申請者が当該申請者の事業又は業務の内容等に関し、他法令の遵守規則を定めるべき者又は定めることができるとされている者である場合の当該他法令の遵守規則の取扱いは、次による。

- ① 申請者(申請者が特例輸入関連業務、貨物管理業務、特定保税運送に関する業務等、国際運送貨物の運送又は管理に関する業務(特定保税運送に関する業務等を除く。以下同じ。)、特定輸出関連業務又は輸出入関連業務の全部又は一部を他の者に委託している場合にあっては、その者を含む。)が他法令の遵守規則を定めている場合には、当該他法令の遵守規則を当該申請者における法令遵守の程度を判断するに当たっての有効な資料とする。この場合においては、その内容を聴取の上、当該他法令の遵守規則が有効に運用されているか否かを確認する。
- ② 法令遵守規則に記載すべき事項の一部又は全部が他法令の遵守規則に記載されている場合であって、当該記載されている事項が有効に運用されていることが当該他法令の遵守規則を所管する省庁によって確認されている場合には、当該他法令の遵守規則の当該記載に係る部分又は当該他法令の遵守規則の全部を法令遵守規則として取り扱うこととして差し支えないものとする。
- ③ 他法令の遵守規則とは、当分の間、次に掲げる規定等をいうものとする。
  - (イ) 輸出等しようとする者が外国為替及び外国貿易法の規定に基づく経済産業大臣の輸出等の許可を包括的に受けようとする場合などに、経済産業省へ届け出るよう求めている安全保障貿易管理に係る輸出管理社内規程
  - (ロ) 航空保安を確保するための特定航空貨物利用運送事業者等(特定フォワーダー等)に係る認定制度(Known Shipper/Regulated Agent 制度)における特定フォワーダー等が作成する航空貨物保安計画
- ④ その他参考事項として、申請者(申請者が国内に支店を有する外国の法人であって、国外に当該法人の本店が所在するような場合を含む。)が外国における認証制度(例えば、米国の Security and Accountability for Every Port Act of 2006 の規定に基づく Customs –Trade Partnership Against Terrorism(C-TPAT)、欧州共同体の Regulation(EC)No 648/2005 of the European Parliament and of the Council of 13 April 2005 の規定に基づく Authorized Economic Operator(AEO)などをいう。)に参加している場合には、その旨を記載するものとする。

【特例輸入者等の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財閥第 418 号)の4(2)より】

## 第3章 法令遵守規則（CP）の要点と事例

AEO 運送者制度の承認を受けるためには、法令遵守規則（CP）を定め、当該 CP に規定されている業務を適正かつ確実に行うための社内体制の整備が最も重要な要件となります。CP の作成は、条項を規定した CP と、具体的に誰が何をどのように実施するか等を記載した業務手順書等から成り立ちます。本章では、後者の具体化の部分、特に AEO 運送者制度の承認を受けようとする国際運送事業者にとって重要となる貨物管理について、チェックシートと対照しながら事例を中心に要点を説明します。事業者は、これらの事例を参考にしながら、自社にとって最適となるセキュリティの組み合わせ（カスタマイズ）、あるいは新しい方法を自主的に検討することが必要となります。

### 第1節 セキュリティに関する基本的な考え方

まず第一に CP を作成する上で留意しなければならないのは、国際的なサプライチェーンの中を移動する貨物に対するセキュリティ対策です。これは、単純な窃盗だけでなく、内部の組織的な不正やさらにはテロリスト等の組織的な悪意から守るとともに、爆発物や毒薬、不正薬物、テロ組織の資金源等と言った違法な物の移動を阻止するという目的が背景にあります。

従って、外部あるいは内部の人間による「荷抜き（貨物を抜き取ること）」及び「荷差し（貨物を紛れ込ませたり、すり替えたりすること）」等が行われないように、貨物の安全を確保するための施設、設備、体制及び業務手続き等の整備が必要となります。このようなハード面における体制整備は、特定フォワーダー等に係る認定制度<sup>[9]</sup>や SOLAS 条約<sup>[10]</sup>に基づく措置等により確保されていると考えられます。

また、セキュリティを確保するには、ハードとソフトの両面で対応することが重要となります。施設や設備といったハード面だけではなく、「人」という観点からのソフト面とうまく組み合わせればセキュリティの大幅強化が可能となります。そのためには、セキュリティを守るための体制及び業務手順・手続等を整備するとともに、トップレベルから現場の従業員までのセキュリティに対する正しい認識の形成や教育も欠かせません。

申請者は、まずは、次の4項目を基本的な目安として、その企業のセキュリティ・ポリシーを検討してみましょう。

- ① 物理的セキュリティ：フェンスやゲート、建物、施錠装置、鍵、監視カメラなどの物理的な設備によるセキュリティの確保
- ② 人事セキュリティ：従業員の採用におけるバックグラウンドのチェック、雇用中的人事管理、退職にあたっての管理
- ③ 情報セキュリティ：情報システムにおけるパスワード保護、不法アクセスや業務データ等の改竄を検知・防止するシステムの整備（IT セキュリティと同義）
- ④ アクセス管理：船舶、航空機、貨物自動車等の輸送機械、コンテナや容器等の器材、及び空港、港湾、倉庫等の施設への不正な侵入を防ぐための、従業員、出入り業者、訪問者等の身元確認とアクセス管理

## 第2節 貨物管理に係わるセキュリティの確保

AEO 運送者制度の承認を受けようとする国際運送事業者が行う貨物管理については、チェックシートの「4 貨物管理の履行に関する事項」に審査要件が記載されています。以下では審査事項の項目番号に沿って対応方法の例を示します。

### (1) 移動中の貨物についてのセキュリティ

移動中の貨物に対して運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状把握の手順や体制の整備が求められます。対応方法の例として以下のようないわゆるがあります。

- 運送経路については、事前に発送地から到着地までの運送ルート、所要時間を決めた運送スケジュールを作成し、貨物の異常を検知した場合、あるいは渋滞や事故等によってルートの変更や到着時刻に変更が生じた場合等には、運行管理者に連絡するように手順や手続きを定める。
- 現在地の確認については、輸送が長距離の場合は、常時確認出来なくても、ルート上にチェックポイントを設けて通過時に連絡、あるいは一定時間間隔で連絡するようにする。これらをGPSを利用したトラッキングシステムで行う例もある。また、不審な運送がないかどうかチェックするために、管理者が適宜運行履歴等を分析し、運送ルートや所要時間が適正であることを確認する。
- 現状把握の手順や体制については、運行を管理する者が移動中のトラック運転者等に適宜連絡できるようにしておく必要があり、搭載された端末等にメッセージを送るようにする。
- 緊急時のために緊急発報装置を搭載する。

### (2) 施設における貨物の搬入または搬出におけるセキュリティ

輸出貨物あるいは輸入貨物における空港施設、港湾施設、保税地域及び貨物の保管施設等への搬入・搬出において、貨物を管理する責任者とともに異常の有無を確認する必要があります。対応方法の例として以下のようないわゆるがあります。また、いずれの場合においても、確認の手順及び異常時の対処方法を文書化して、担当者等に周知させるとともに訓練を行う必要があります。

- コンテナのまま搬入・搬出を行う場合、コンテナが不正にアクセスされていないことを確認する必要がありますが、そのためにコンテナの施錠あるいはシール等を確認するだけでなく、コンテナの全ての外面について異常がないか確認する。
- 混載貨物のようなバラ積み貨物の場合、積込みまたは積卸しに際して不正な荷抜きまたは荷差しがないか確認するために、事前チェックとして貨物室内の検査を行い、積込み・積卸しに際しては検数、検量等の基本的な確認だけでなく、不審な貨物がないかどうかを意識しながら作業を行う。
- 積込み・積卸し等の作業中に不正が行われないようにするため、管理責任者や監視員が現場を監督したり、また、積込み・積卸し用のバースに監視カメラを設置し集中監視室でモニターしたりする。

### (3) 貨物の蔵置場所におけるセキュリティ措置

保管されている貨物を荷抜きあるいは荷差し等の不正なアクセスから守るために、悪意ある人間の侵入を防ぐ必要があります。そのためには、アクセス管理および物理的セキュリティが重要になります。

#### (イ) 人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入の確認(アクセス管理)

貨物蔵置場所に出入りするすべての人について身元確認と車両・貨物の出入りの確認を行う必要があります。対応方法の例として以下のようないわゆるがあります。

- 従業員については、写真付きの ID カードを携帯させるとともに、蔵置場所への出入りに際して ID カードの提示あるいはカードリーダによる身元確認を行う。また、定められた制服を着用することで、従業員と訪問者等との区別を行う。高度な技術を活用した事例としては、生体認証(指紋や静脈等による本人確認)を利用した身元確認方法がある。なお、ID カード等の発行、回収、変更の手続きは文書化する。
- 訪問者、出入り業者、サービス業者(清掃やメンテナンス)については、写真付きの ID カードを提示させて身元確認を行い、出入りを記録する。すべての訪問者、出入り事業者等には臨時の身分証明書を見やすいところに付けさせる。
- 無許可あるいは不審な人間については、従業員等が普段から不審者に気を配るようにして、疑わしい場合には誰何、質問等を行うようとする。質問および対処方法について手続きを整備する。
- 貨物の蔵置場所への不審なアクセスを監視するため、倉庫内の各所に監視カメラを設置し、監視室でモニターする。



(ロ) 確認内容の記録及び一定期間の保存

- 文書の記録は 1 年程度、ビデオ等の映像記録は 60 日程度を目途に保存する。保存した記録の管理方法について手続きを定める。

(ハ) 施錠、障壁、フェンス、照明等の整備並びに警備員等の配置等(物理的セキュリティ)

貨物の物理的セキュリティを確保する基本の一つとして、外部からの不正な侵入を防ぐために蔵置場所をフェンスで囲むことがある。この場合、フェンスに穴などの損傷がないことを定期的に検査することも行う。また、フェンスを乗り越えたり、フェンスを破って侵入してくるような場合に備えて、監視カメラ等を設置する。

- 人や車などが出入りするゲートは、できる限り少なくして、ゲートに人員を配置し、監視する。
- 貨物を蔵置する建物自体について、不法侵入が難しい建材を使ってセキュリティを高める。また、定期的な点検と修理を行うことによって、建物自体のセキュリティを確保する。
- 建物の出入り口及び窓は全て施錠してセキュリティを確保し、鍵及び錠の管理を行う。
- 出入り口、駐車場、フェンスを含む内外について十分な照明を行う。
- 貨物の蔵置場所への不審なアクセスを監視するために、監視カメラを設置したり、警備員を配置する。また、定期的な巡回警備あるいは警報システム等の機械警備を導入する。警報装置と連動した赤外線センサーをフェンスに装備する例もある。



## (二) 管理対象貨物とその他の貨物の区分

- 保税管理対象貨物は、特にフェンス等で区分していないが、保管の区画を定めて、管理対象であることを示すために立て札等を利用する。
- 管理対象貨物にアクセスするための通路にゲートを設け、電子タグ<sup>[29]</sup>を埋め込んだIDカードを携帯している作業者以外の人がゲートを通過しようとすると、アラームが鳴るようにして不正なアクセスを防止する対策例もある。

## (4) 船舶、航空機又は貨物自動車等のセキュリティ措置

貨物を運搬する船舶、航空機、貨物自動車等、及び貨物を入れるためのコンテナや容器等について、不正なアクセスを防止するための物理的セキュリティ、アクセス管理が必要になります。特に、空コンテナや空容器の管理に留意する必要があります。

### (イ) 船舶、航空機又は貨物自動車等のセキュリティ対策(物理的セキュリティ)

船舶又は航空機については、港湾施設又は空港施設において既存の物理的なセキュリティ体制によって既に確保されていると考えられます。また、空コンテナや空容器のように空のまま海外に移送されるものについては、セキュリティ対策が必要であり、以下のような例があります。

- 空コンテナの保管場所については、貨物の蔵置場所の物理セキュリティとほぼ同様に、フェンス、照明、監視カメラ等を設置している。

### (ロ) 船舶、航空機又は貨物自動車等へのアクセス管理

上記の物理的セキュリティと同様に、空コンテナや空容器等の貨物用機材のアクセス管理にも留意する必要があります。また、借り受けているコンテナ等の適切な管理も求められます。

### 第3節 貨物管理に係わるセキュリティの確保のための体制整備等

本節では貨物管理のセキュリティを更に高める上で重要な体制整備に係わる代表的な事項について取り上げます。また、AEO承認取得後も、セキュリティレベルの維持と継続的な改善に向けた努力も重要となります。

#### (1) 業務実施部門と管理部門の適正な体制

基本的に、事業部門、総括管理部門、法令監査部門からなる体制整備が求められますが、必ずしも3部門にこだわらず事業者の規模等に応じて体制を編成することが可能です。ただし、原則として、法令監査部門は他の部門と一緒にするのではなく独立させておくことが、セキュリティを継続的に改善していく上でも、また内部の組織的な不正を防止する観点からも必要となります。重要なことは、現場、管理、監査というように、セキュリティを階層的・重層的に構成することです。

#### (2) 監査体制

監査部門は、定期的に事業部門及び管理部門がCPに則って適正に業務を遂行しているか監査する必要があります。そのためには、監査手順及び監査基準を文書化する必要があります。

#### AEO認定事業者の経験談

社内の自主的な監査は、年1回定期的に実施するが、毎年全部門を対象とするのではなく、一部の部門のみを対象として、2~3年で全体を監査しました。また、監査結果は、次年度以降の監査計画を策定する際に考慮し、監査結果の指摘事項を中心に次年度の監査を実施することで毎年同じ監査項目ではなくメリハリをつけた監査を行っています。

最初はどのような監査項目を設定するかについて悩みましたが、チェックシート及び税関とのやりとりの中で出された質問や指摘等を活用することで、自社の業務にあった基本的項目を構成し、細目化を図った。

また、体制整備について、委託先の選定に当たっては、従来事業部門が選定していたが、委託先の選定に係わるコンプライアンスを確保するために、最終的な承認を総括管理部門の責任者が負うようにした。

### **(3) 関連会社等の指導等に関する事項**

業務の一部を外部に委託する場合、当該委託業務について、万が一、業務委託先において違法行為等があれば、委託元である AEO 事業者がその責任を負うことになり AEO の承認にも影響が及びかねません。そのため委託先の選定については、既存の選定基準をレビューすると共に、例えば、以下のような取り組みや指導・管理も重要となります。

- 委託先が AEO の認定に必要なセキュリティ対策を講じていない場合、相互に協力しながら認定の要件を満たすセキュリティを構築していくことになるため、委託先と信頼・協力関係を構築できるようにする。
- 委託先が AEO 制度の認定事業者あるいは特定フォワーダー等でない場合には、委託先と一緒に CP を整備する。
- 委託先の選定にあたっては、従来事業部門や顧客管理部門が選定していたが、より高いコンプライアンスを確保するために、最終的な承認を総括管理部門の責任者が行うようとする。

### **(4) 報告及び危機管理に関する事項**

貨物に係わる事故や業務における違法行為等の不適正な処理が行われた場合の連絡体制等を整備する必要があります。また、地震等の災害やテロ等の不測の事態が発生した場合における体制、手順等を整備しておく必要があります。例えば、以下の観点からの手順や連絡体制等の整備がポイントとなります。

- 従業員、訪問者、委託先業者等の人の安全確保
- 従業員等が避難している際の貨物保管場所や貨物、コンテナ等のセキュリティ確保

### **(5) 教育及び研修に関する事項**

教育・研修等については、座学、E ラーニング、実施訓練などの方法がありますが、いずれの方法でも関係者全員に教育を受けさせるような仕組み（例えば複数回教育など）を作る必要があります。現場職員の日常からの取り組みを習慣化させることが重要です。例えば、以下の状況が生じた際には関係部門への連絡や書類等の審査を実施するように従業員を教育することも大切です。

- 通常とは異なる所から届いた、あるいは通常と異なる所へ届けられる。
- 支払方法が、現金による等の通常の支払とは異なる。
- 経路指定が通常とは異なる。
- 荷積みや受取の方法が通常とは異なる。
- 情報が曖昧であったり、欠ける部分がある。

## (6) セキュリティ・マネジメント・システム

セキュリティに100%完全ということではなく、一朝一夕で速成できるものでもないため、AEOの認定を受けた後も継続的にセキュリティの改善を図ることが不可欠です。セキュリティの継続的改善のための代表的な方法として、PDCA(Plan、Do、Check、Act)サイクルを回すマネジメントがあります。マネジメントについては、税関の審査要領で明示的に要求している訳ではありませんが、継続的・効果的な改善を行う上で適切なマネジメントが必須です。

PDCAによるセキュリティマネジメントについては国際標準として ISO28000(サプライチェーンのためのセキュリティ・マネジメント・システムの仕様)<sup>[6]</sup>がありますが、これは ISO9000(品質マネジメント)、ISO14001(環境マネジメント)等における方法論と基本的に同じものです。従って、ISO9000等の認定を取得している場合、そのマネジメント方法をセキュリティに対しても取り入れるとよいでしょう。

セキュリティマネジメントにおける P(計画)では、セキュリティ計画書を作成します。このセキュリティ計画書では、脅威(例えば、貨物への不正なアクセス、情報の改竄、密輸手段としての悪用等)をリストアップして、現行のセキュリティ対策で対応可能かを評価し、対応を強化する必要があればその対策を作成することになります。併せて教育プログラムの開発も重要です。マネジメントの D(実行)ではセキュリティ計画書で作成された対策を導入・実施し、C(チェック)ではセキュリティ管理の実績を文書化、モニター、計測する方法・手順を作成し維持管理します。A(改善)ではマネジメントシステムの見直しとセキュリティの改善を継続していくための措置を講じることになります。

言うまでもなく AEO の認定取得はゴールではなくスタートに過ぎません。スタート地点から先は、自らのセキュリティ対策を進化・発展させすることが求められており、セキュリティマネジメントの巧拙が問わされることになるでしょう。



## 第4章 よくある質問と回答

**Q1 :** 事前の相談や実際の申請を行う税関は、例えば申請者の本社所在地等に拘わらず、どの税関でも受け付けてくれますか。また、変更の申請は承認した税関しか受け付けていませんか。

**A :** 事前の相談や申請はどの税関に行っても差し支えありませんが、法令遵守体制や業務手順、運用方法等について、相談や申請をした税関の審査を受けることになりますので、業務を行っている主たる事業所の所在地を管轄する税関に提出することをお薦めしています。また変更の申請は承認した税関に行っていただくことになりますが、当該税関の最寄りの官署を経由して行うこともできます。

**Q2 :** 税関に相談に行くために準備しておくべき書類には、どのようなものがありますか。

**A :** 当初相談の際には、一般的には、企業の概要等が分かる書類を準備していただいています。

**Q3 :** 国土交通省に対しても書類の提出等の手続きはありますか。

**A :** ありません。

**Q4 :** 法令遵守規則を予め作成しておく必要はありますか。チェックシートは全部埋めておく必要がありますか。一度回答したチェックシートはあとで修正は可能ですか。

**A :** 相談の段階から、あらかじめ法令遵守規則を作成したり、チェックシートを全部埋めておいていただくことは必ずしも必要ではありません。また、修正も可能です。

**Q5 :** 事前相談から申請までの税関とのやりとりはどのように行われますか。やりとりの方法や頻度(例えば週1回定期的に)などについてもご相談できますか。

**A :** 原則として、税関の窓口でのやりとりとなります。頻度等についてもやりとりの中でご相談ください。

**Q6 :** 実際に申請した後、審査の過程で不十分な部分や不備が見つかった場合に、税関等がそれを指摘し修正を認めてくれることはありますか。それとも一度提出した後は、審査結果を待つだけでしょうか。(不承認の結果が来るだけですか。)

**A :** 審査の段階で、不十分な部分や不備が見つかった場合には、当該部分を見直し、修正いただくことが可能です。

**Q7 :** 申請時に提出する国際運送貨物取扱業者の区別における事業者であることを証する書類として、国土交通省による事業の許可証等のコピーでよろしいでしょうか。

**A :** 構いません。

**Q8 : 承認要件となっている保税運送の経験とは具体的にどのように判断されるのですか。**

A : 当該要件は、申請者が国際運送貨物の運送を行なっている者であることを確認するためのものです。したがって、過去に保税運送をしたことのあることを証明する関係書類（保税運送の承認書の写し、委託関係書類）又は国際運送貨物の運送を行なっている者であることを証明する書類（例えば、貨物利用運送事業者が国際運送貨物の運送に限定して許可を受けていることが証明されている場合等）が添付されている場合には当該要件を満たすことになります。

**Q9 : 「特定保税運送に関する業務について適正かつ確実に遂行すること」とは、具体的にどのようなことでしょうか。**

A : 「特定保税運送に関する業務等」について法令遵守規則を確実に遵守できることが必要であり、①国際運送貨物の運送等に関する業務について、管理責任者等が十分な知識と経験を有していること②関税関係法令及びその他の法令違反の未然防止のため具体的な対策等が経営トップ等の責任と関与の下に適切に講じられていること等が必要です。具体的には本手引書別添のチェックシートをご参照ください。

**Q10 : 貨物利用運送事業法の被許可者として、実際に外国貨物の運送を行っているのですが、税関への保税運送申告は通関業者が行っており、現在は NACCS を設置していない場合、今後、NACCS を設置すれば、NACCS 要件を満たすことになるのでしょうか。**

A : 申請者が NACCS を設置するか、Net-NACCS により NACCS を使用できる環境が整っていることが確認できれば要件を満たすことになります。

**Q11 : 特定保税運送を行うための要件として、関税法施行令第 7 条の 2 において、当該貨物の搬出入が電子情報処理組織（NACCS）により行われていることとされていますが、特定保税運送者が帳簿や関係書類を保存する必要があるのでしょうか。**

A : 特定保税運送者となったことにより生じる帳簿等の保存義務はありませんが、承認後に行う事後監査等の際、運送に係る契約関係書類等について、確認させていただくことがあります。

**Q12 : 過去 2 年間に役員や従業員が禁固以上の刑に処せられていないことが条件になっていますが、例えば、2 年以上勤続している者については会社で把握できますので、関係業務に従事させる従業員等については、勤続 2 年以上で会社がその在職中の経験を管理・把握していることで十分でしょうか。**

A : 2 年以上勤務している者だけでなく、それ以外の者も含めて、承認要件を満たしていることが必要です。

**Q13：関連会社へ業務委託している場合でも AEO 取得は可能でしょうか。**

A：関連会社へ業務委託している場合には、一般的には、申請者の責任の下で、当該委託部分につき委託先にコンプライアンスを確保させることができていれば、承認を受けることができるものと考えておりますが、様々なケースがあると思いますので、具体的には、税関の窓口にご相談ください。

**Q14：一般的に運送業においては業務を委託する場合が多くありますが、再委託、再々委託している者が業務処理体制を定める場合において注意すべき点はありますか。**

A：申請者と実運送者との間に複数の者が介在している場合には、各々の段階における委託関係書類により保税運送者と実運送者の関係がわかるようにする必要があります。いずれにしても、申請者は委託先における業務について責任を有することになるため、十分な指導・監督体制の確立が必要になることをご留意ください。

**Q15:AEO 通関業者として認定された後、特定保税運送の承認を受けたいと考えています。ただし、当社は荷主の依頼を受け、通関手続きの一環として保税運送申告のみを行い、運送貨物の管理等は運送会社に任せているのが現状です。このような場合であっても、特定保税運送の承認を受けられるでしょうか（自ら運送を行わなければ、承認や特例を受けることができないのでしょうか。）。**

A：実際の運送を他者に委託している場合には、一般的には、申請者の責任の下で、当該委託部分につき委託先にコンプライアンスを確保させることができていれば、承認を受けることができるものと考えておりますが、様々なケースがあると思いますので、具体的には、最寄りの税関にご相談ください。

**Q16：同一企業の複数の部門（例えば、フォワーダー部門、トラック部門、倉庫部門、通関業務部門など）が保税運送を行おうとする場合には、それぞれの部門で運送業務や統括管理業務を行うことになる場合もありますが、その場合には AEO 運送の申請をそれぞれの部門で行うことは可能でしょうか。CP もそれぞれで作成しても構わないか。**

A：AEO 運送者の申請は企業単位で行っていただくことになります。CP の作成については、様々なケースがあるので、具体的には、税関の窓口にご相談ください。

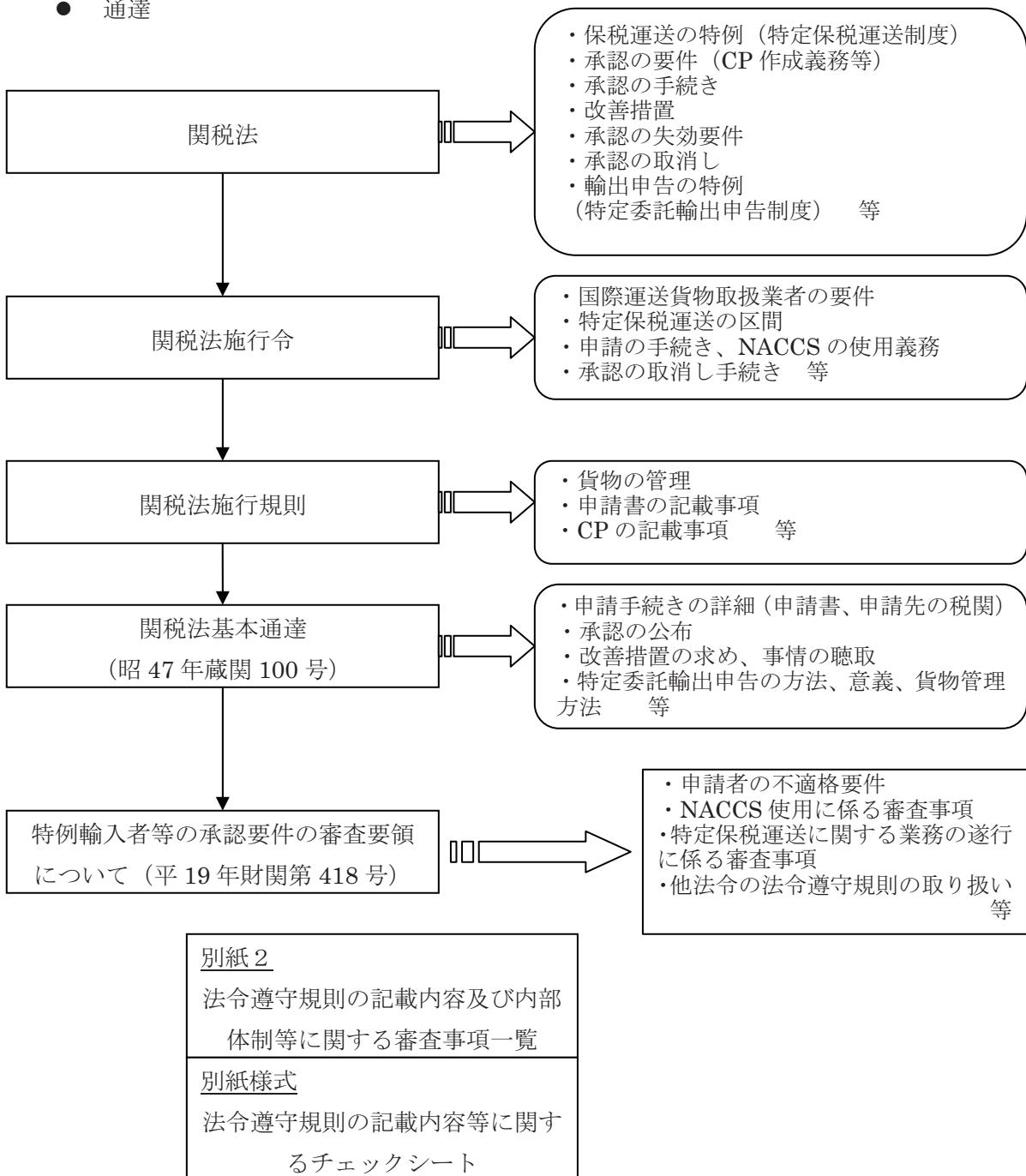
**Q17：保税蔵置場の被許可者等であるが、特定保税承認者ではない者が特定保税運送者になった場合には、許可手数料のメリットはあるのでしょうか。**

A：ありません。許可手数料のメリットを受けるためには特定保税承認制度の承認を受ける必要があります。

## 第5章 関連法令

特定保税運送制度については、対象者の要件、申請の手続、承認の要件、税関における審査要領などが以下の法令や通達等で定められています。

- 関税法（法）
- 関税法施行令（政令）
- 関税法施行規則（省令）
- 通達



## 第1節 対象者の要件

特定保税運送制度の対象となるのは、「認定通関業者」または「国際運送貨物取扱業者」であり、後者については関税法施行令で定める要件に該当する者です。対象者の概要については「1.2 対象業種」を参照下さい。

### 保税運送の特例(関税法63条の2第1項)

認定通関業者又は国際運送貨物取扱業者(……政令で定める要件に該当する者をいう。……)であつて、あらかじめいづれかの税関長の承認を受けた者(以下「特定保税運送者」という。)が特定区間であつて政令で定める区間において行う外国貨物の運送(以下「特定保税運送」という。)については、前条第一項の規定による承認を受けることを要しない。

### 国際運送貨物取扱業者に関する要件(関税法施行令55条の2)

法第63条の2第1項(保税運送の特例)に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げる者であることとする。

- 1 法第50条第1項(保税蔵置場の許可の特例)又は第61条の5第1項(保税工場の許可の特例)の承認を受けている者
- 2 法第42条第1項(保税蔵置場の許可)又は第56条第1項(保税工場の許可)の許可を受けている者であつて、その許可の日(2以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日)から3年を経過している者(前号に掲げる者を除く。)
- 3 指定保税地域又は総合保税地域において貨物を管理する者であつて、その管理を始めた日から3年を経過している者
- 4 次に掲げる者であつて、法第63条の2第1項の承認の申請の日前3年間において保税運送をしたことがある者
  - イ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第9条の5第1項前段(貨物定期航路事業の届出)又は第2条第1項前段若しくは第2項前段(不定期航路事業の届出)の届出(以下この号において「事業の届出」という。)をした者(当該事業の届出に係る同法第9条の5第2項又は第2条第3項の届出をしていない者に限る。)であつて、当該事業の届出の日(2以上の事業の届出をしている場合にあつては、これらのうち最初にした事業の届出の日)から3年を経過している者
  - ロ 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第4条(許可)の許可(同法第3条第1号(事業の種類)に掲げる1般港湾運送事業に係るものに限る。)を受けている者であつて、その許可の日(2以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日)から3年を経過している者
  - ハ 航空法(昭和27年法律第231号)第100条第1項(許可)又は第129条第1項(外国人国際航空運送事業)の許可を受けている者であつて、その許可の日から3年を経過している者
  - ニ 貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第3条第1項(登録)若しくは第35条第1項(登録)の登録又は同法第2条(許可)若しくは第45条第1項(許可)の許可を受けている者であつて、その登録又は許可の日から3年を経過している者
  - ホ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条(1般貨物自動車運送事業の許可)又は第35条第1項(特定貨物自動車運送事業)の許可を受けている者であつて、その許可の日から3年を経過している者

## 第2節 承認の手続

承認の手続に関する法令は以下のようになっています。

### 承認の手続等(関税法63条の3)

前条第1項の承認を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

- 2 税関長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、前条第1項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。
- 3 第1項の申請書の提出その他前2項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。



### 特定保税運送者の承認の申請の手続等（関税法施行令55条の5）

法第63条の3第1項（承認の手続等）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第63条の2第1項（保税運送の特例）の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）の住所又は居所及び氏名又は名称
  - 二 申請者が法第63条の2第1項に規定する国際運送貨物取扱業者である場合にあつては、第55条の2各号のいずれに該当するかの別
  - 三 その他財務省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、法第63条の4第3号（承認の要件）の規則を添付しなければならない。
  - 3 申請者が法人であるときは、第1項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第55条第1項（保税蔵置場の許可の特例）若しくは第61条の5第1項（保税工場の許可の特例）の承認又は法第79条第1項（通関業者の認定）の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要ないと認めるときは、この限りでない。
  - 4 申請者が第55条の2第3号又は第4号のいずれかに該当する者であるときは、第1項の申請書には、当該いずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。



### 申請書の記載事項（関税法施行規則7条の3）

令第55条の5第1項第三号（特定保税運送者の承認の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 申請者（令第55条の5第1項第一号に規定する申請者をいう。次号において同じ。）の役員の氏名及び経歴並びに資本金（その者が法人である場合に限る。）
- 2 業務の種類及び概要（国際運送貨物の運送又は管理に関する業務以外の業務を行つている場合に限るものとし、……）
- 3 次に掲げる業務に直接携わる担当者の氏名、職名及び履歴
  - イ 特定保税運送に関する業務等（…）
    - ロ 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務（特定保税運送に関する業務等を除く。…）
  - 4 法第63条の4第1号 イからホまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実
  - 5 次に掲げる業務を行う営業所の名称
    - イ 特定保税運送に関する業務等
    - ロ 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務



規則第7条の3第3号に規定する担当者とは、法令遵守規則に規定する各部門の責任者をいうので留意する。

【関税法基本通達（昭47年蔵関第100号）63の2-1(3)】

### 第3節 承認の要件

承認の要件に関する法令は以下のようになっています。

#### 承認の要件(関税法63条の4)

税関長は、第63条の2第1項(保税運送の特例)の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 1 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ この法律若しくは関税定率法その他関税に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であること。
  - ロ 政令で定める国際運送貨物取扱業者の区分に応じ、政令で定める法律又はその法律に基づく命令の規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者であること。
  - ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。
  - ニ その業務についてイからハまでに該当する者を役員とする法人であること、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であること。
- 本 第63条の8第1項第一号ロ又は第二号(承認の取消し)の規定により第63条の2第1項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であること。
- 2 承認を受けようとする者が、特定保税運送に関する業務を電子情報処理組織を使用して行うことその他該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。
- 3 承認を受けようとする者が、特定保税運送に関する業務について、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。



#### 法令遵守規則の記載事項 (関税法施行規則7条の4)

法第63条の4第3号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 1 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項
  - イ 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
    - (1) (2)から(4)までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
    - (2) 特定保税運送に関する業務等を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
    - (3) 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
    - (4) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
  - ロ イの(1)から(4)までに定める部門における業務の具体的な内容及び手順
  - ハ 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令(…の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
  - ニ 特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- 本 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- ヘ 運送目録(法第63条の2第2項(保税運送の特例)に規定する運送目録をいう。)の作成、管理並びに税關への提示及び提出に関する事項
- ト 承認を受けようとする法人の財務の状況に関する事項
- チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
- リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
- ヌ その他参考となるべき事項

## 第4節 審査要領

承認の審査に関する法令は以下のようになっています。

承認の審査（関税法基本通達(昭和47年蔵関第100号)63の2-6）

法第63条の4に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年財関第418号）に基づき行うものとする。

特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年財関第418号）

3 ・・・法第63条の4第2項・・・に規定する事項の審査

- (3) 法第63条の4第2号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる能力を有していることは、特定保税運送に関する業務において通関情報処理システムを使用して行うことができる環境を整えており、かつ、特定保税運送に関する業務を行う際には適正に当該システムに入力することができる能力を有していることをいう。なお、一つの申請者が2以上の営業所を有しており、一部の営業所において当該システムを使用して行うことができる環境を整えていない場合であっても、その他の営業所における特定保税運送に関する業務について当該システムを使用して行うことができる環境を整えており、全体として、適正に当該システムに入力することができる能力を有していることが確認できる場合には、当該基準に適合しているものとして取り扱うこととする。
- (7) 申請者が法第63条の4第2号に規定する特定保税運送に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有しているか否かの判断は、当該申請者に係る営業所における税関手続に関する知識及び経験、貨物の盗難等を防止するための保全措置の状況並びに国際運送貨物の運送又は管理の体制の整備状況等を審査した上で総合的に行うものとする。・・・

4 ・・・法第63条の4第3項・・・に規定する事項の審査

- (1) 申請者が作成する法令遵守規則については、・・・第7条の4、・・・に規定する事項が記載されるとともに、当該事項が輸出貨物又は輸入貨物に関する税関手続、国際運送貨物の運送又は管理に係る業務を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、・・・特定保税承認者若しくは特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定の申請においては、別紙2「法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧（特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用）」により審査するものとする。なお、当該審査に当たっては、・・・、特定保税承認者若しくは特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定の申請者には別紙様式2「法令遵守規則の記載内容等に係るチェックシート（特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用）」を手交し、これに所要の項目を記入した上で提出させることにより審査の参考とするとともに、申請者の業務運営状況、内部体制等を十分に聴取することにより、当該申請者の実情を考慮するものとする。なお、申請者（特定保税運送者・・・）が国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについては、以下の方法により判断することとなるので留意すること。

- ① 申請があった場合には、申請者が行っている業務に係る法令を所管する国土交通省に審査・調査依頼を行う。具体的には、当該申請書及び添付書類の写しを、関税局監視課を経由して国土交通省に送付する。
- ② 財務省関税局を介し必要な調整を行った上で、必要に応じて税関と国土交通省とで合同で調査を行う。
- ③ 国土交通省から関税局監視課を経由して回報される審査・調査結果を基に、税関長が判断する。

## 第6章 用語と周辺知識

No	用語	説明
1	24時間前申告ルール	船社等に対し、米国向け海上貨物について、船積 24 時間前までに積荷目録情報の提出義務を課すもの。航空貨物については、到着 4 時間前までの提出義務が課されている。また、EU 及び中国においても 24 時間前申告ルールの施行に向けて準備している。
2	AEO(認定された貿易関連事業者)制度	Authorized Economic Operator の略称。物品のサプライチェーンにおいて安全基準を遵守しているとして税関当局等が認定した輸出入者、運送業者、倉庫業者等に対し、税関手続の簡素化やセキュリティに関連する優遇等の便益を付与する制度。
3	C-TPAT	Customs–Trade Partnership Against Terrorism の略称。輸出国から米国に至る輸入サプライチェーンのセキュリティ強化を目的として、米国が 2002 年 4 月より導入した官民共同の取組み。対象は、米国の輸入者、トラック、海運、航空、鉄道、港湾事業者、フォワーダー、通関業者等のサプライチェーンに關係する事業者であり、認定を受けると税関における検査回数の削減等のベネフィットを得られる。 なお、認定レベルは3種類あり、認定だけ(ティア 1)、実地検査に合格(ティア2)、ベストプラクティスの水準に達しているもの(ティア3)がある。
4	CSI	Container Security Initiative の略称。米国向け海上コンテナ内に大量破壊兵器等を隠匿し米国内で爆発させるテロを未然に防止するため、米国向けコンテナ貨物を船積みする米国外の港に米国税関職員を派遣し、当該国の税関当局と協力して、ハイリスク・コンテナの特定・検査を実施する取組み。
5	EU の AEO 制度	欧州共同体(EU)の AEO 制度は、2008 年 1 月より施行され、資格申請・認定が開始された。対象はサプライチェーンを構成する製造業者、輸出入業者、フォワーダー、倉庫業者、通関業者、キャリア等であり、AEO の認定を受けると物理的検査や提出書類の軽減、税関検査時の貨物の優先的取扱い等のベネフィットを得られる。 なお、AEO 認定資格には、通関手続簡素化のための資格 C、セキュリティと安全性を満たす資格 S、資格 C と S の両方を満たす資格 F の3種類がある。
6	ISO28000	「サプライチェーンのためのセキュリティ・マネジメント・システムの仕様」として 2007 年に発行された。ISO14001(環境マネジメントシステム)をモデルとして、セキュリティの改善・向上を図るためのアプローチ方法を包括的に規定したマネジメント規格。 関係規格として ISO28001(サプライチェーンセキュリティ実施のための最適実施手順—評価と計画)があり、セキュリティの計画・実施に係わる要件を規定。
7	MI	Megaports Initiative の略称。2003 年から米国エネルギー省が中心となって推進している取り組みであり、世界の主要港に放射性物質検知装置を設置することにより、積荷の検査能力を強化し、もって核物質その他の放射性物資の拡散の防止を目的としている。
8	NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(2008 年 10 月に独立行政法人通関情報処理センターから改組)が管理・運営する、港湾・空港での税関・入出港等の手続を電子的に処理するシステム。

No	用語	説明
9	KS／RA 制度	Known Shipper／Regulated Agent制度は、航空機に搭載する航空貨物について、国際民間航空機関(ICAO)が定める国際標準等に基づきセキュリティレベルを維持しつつ、物流の円滑化を図るため、荷主から航空機搭載まで一貫して航空貨物を保護する制度で2005年10月1日から運用開始。 適切な保安措置が実施できる航空貨物利用運送事業者又は航空運送代理店を国土交通省が「特定航空貨物利用運送事業者又は特定航空運送代理店」として認定。
10	SOLAS 条約/ISPS コード	SOLAS (Safety of Life at Sea)条約は、船舶の安全性確保のための規則を定める多国間条約であり、米国の同時多発テロの後 2002 年 12 月にテロ行為防止のための改正が採択された。改正の一部として、船舶及び港湾施設の保安確保のために ISPS コード (International Ship and Port Facility Security:国際船舶港湾施設保安コード)が新たに取り入れられた。
11	TAPA	TAPA (Transported Asset Protection Association)は、ハイテク製品の保管・輸送中の紛失・盗難などでの損失防止を目的に、1997 年にアメリカで電子機器や精密機械メーカーが中心となり、輸送会社や警備会社なども参画し設立された NPO。TAPA が定めたセキュリティ要件に対して、規定の点数をクリアすることで TAPA 認証が与えられる。会社や部署単位で取得するのではなく、倉庫やセンターなどの施設ごとに認証を取得する必要がある。
12	WCO	世界税関機構。World Customs Organization の略称。正式名称は関税協力理事会(Customs Cooperation Council)で、1994 年より WCO をワーキングネームとして使用。ブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関手続きの調和・簡素化を追求。主な活動内容は、関税や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。
13	WCO 「基準の枠組み」「AEO ガイドライン」	「基準の枠組み」は、2001 年 9 月の米国同時多発テロを契機とし、WCO におけるテロ対策に向けた検討結果を踏まえ、税関当局が国際貿易の安全確保及び円滑化するために国際的に実施すべき方策を基準としてとりまとめたものであり、2005 年 6 月の WCO 総会で採択された。 「基準の枠組み」は AEO の概念を組み込んでおり、AEO の要件や付与できる便益等について解説した「AEO ガイドライン」が 2006 年 6 月の総会において採択され、2007 年 6 月の総会では、「基準の枠組み」に「AEO ガイドライン」の内容を包含する改正が行なわれた。
14	インテグレーター	国際宅配業者など、貨物の集配及び幹線輸送を自ら一貫で行う物流事業者。
15	開港	関税法上、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港をいう。(関税法第 2 条第 1 項第 11 号)
16	外国貨物	関税法上、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。)で輸入が許可される前のものをいう。(関税法第 2 条第 1 項第 3 号)
17	外国貿易機	関税法上、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する航空機をいう。(関税法第 2 条第 1 項第 6 号)

No	用語	説明
18	外国貿易船	関税法上、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。(関税法第2条第1項第5号)
19	簡易申告制度	貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入者については、輸入申告時の納税のための審査・検査が基本的に省略されるほか、貨物の引き取り後に納税申告を行うことなどが可能となる制度。(関税法第7条の2)
20	港湾EDI	港湾における出入港等手続きに係る申請・届出等の電子情報処理システム。2008年10月にNACCSと統合(No8参照)。
21	コンテナー扱い	コンテナーを利用して輸出(積戻しを含む。)、輸入される貨物をコンテナーに詰めたまま輸出、輸入申告し、許可を受ける取扱い(関税法基本通達67-1-20、関税法基本通達67-3-12)
22	事後調査(輸出)	輸出貨物について、その輸出許可後に申告の内容が適正であったか否かについて、税関職員が企業等を訪問すること等により、輸出者、通関業者、輸出の委託者その他の関係者に対して質問し、又はその貨物についての帳簿書類を調査すること。(関税法第105条第1項第4号の2)
23	事後調査(輸入)	輸入貨物の通関後における税關による税務調査のこと。輸入された貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを事後的に確認し、不適正な申告はこれを是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的として実施している。 調査は、輸入者の事業所等を個別に訪問して、輸入貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類等を調査し、また、必要な場合には取引先等についても調査を行い、納税申告の内容が適切かどうかを確認している。(関税法第105条第1項第6号)
24	指定保税地域	保税地域の一種類。国や都道府県、市のような地方公共団体などが所有したり、管理している土地や建物など公共的な施設について、財務大臣が指定して設置される。この地域では、輸入手続がまだ済んでいない貨物、輸出の許可を受けた貨物、我が国を通過する貨物(これらをあわせて外国貨物という。)を積卸し、運搬し、又は一時(原則1か月)蔵置することができる。
25	シングルウインドウ	シングルウインドウとは、関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、1回の入力・送信により、複数の類似手続を同時に行えるようにするもの。
26	税関空港	関税法上、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港をいう。(関税法第2条第1項第12号)
27	総合保税地域	保税地域の一種類。保税蔵置場・保税工場・保税展示場が有する輸入手続がまだ済んでいない貨物、輸出の許可を受けた貨物、我が国を通過する貨物(これらをあわせて外国貨物という。)の蔵置、加工、製造、展示等の各種機能を総合的に活用できる地域として税関長が許可した場所をいう。この制度は、輸入の促進や対内投資事業の円滑化などの動きを背景として、各種の輸入インフラの集積のメリットを助長するため、そのような施設が集積する地域に対応する保税制度として創設されたものである。

No	用語	説明
28	ターミナル・オペレーター	コンテナ・ターミナルの運営主体。港湾におけるコンテナシステム全体を統括することはもちろん、作業遂行者として、わが国においては、港湾運送事業法上の免許取得業者(港運業者)が行っている。
29	電子タグ	IC チップとデータ送受信用のアンテナが埋め込まれたタグであり、電波を用いて非接触で IC チップに書き込まれたデータの読み出しや新しいデータの書き込みを行う。IC タグとも言う。 最近、一部の企業において在庫管理や物流管理への電子タグの利用が始まった。
30	到着即時輸入許可制度	通関情報処理システム(NACCS)を使用して予備審査制を利用した輸入申告を行う場合において、当該輸入申告に係る貨物の到着が確認され次第、輸入申告が行われるとともに、税関検査を要しない貨物については、直ちに輸入の許可を受けることができる制度。(関税法第 67 条の 2 第 1 項ただし書、同法施行令第 59 条の 3 第 1 項第 3 号)
31	特定保税運送制度	貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された認定通関業者、特定保税承認者その他の国際運送貨物取扱業者等で、税関長の承認を受けた者については、個々の保税運送の承認が不要となるほか、特定委託輸出申告に係る貨物について、輸出者の委託を受けて保税地域以外の場所から直接積込港等まで運送を行うことなどができる制度。(関税法第 63 条の 2)
32	特定保税承認制度	貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された保税蔵置場等の被許可者で、税関長の承認を受けた者については、税関長へ届け出ることにより保税蔵置場を設置すること等が可能となるほか、当該届出蔵置場に係る許可手数料も免除となる制度。(関税法第 50 条、第 61 条の 5)
33	特定輸出申告制度	貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸出者で、税関長の承認を受けた者については、貨物を保税地域に搬入することなく、自社の倉庫等で輸出申告が可能となるほか、税關による審査・検査にも反映され、輸出貨物の迅速かつ円滑な船積み(積込み)が可能となる制度。(関税法第 67 条の 3)
34	認定通関業者制度	貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された通関業者で、税関長の承認を受けた者については、輸入者の委託を受けた輸入貨物について貨物の引き取り後に納税申告を行うことや、輸出者の委託を受けて保税地域以外の場所にある貨物について輸出申告を行うことなどができる制度。(関税法第 79 条)
35	フォワーダー	仲介人として輸送を手配し、関連する書類を作成する代理業者。輸送方法やエリアにより更に分類されるが、一般的には国際輸送を取り扱う業者を指す。
36	不開港	関税法上、港、空港その他これらに代り使用される場所で、開港及び税關空港以外のものをいう。(関税法第 2 条第 1 項第 13 号)
37	包括事前審査制度	輸出者が、同一種類の貨物を継続して輸出する場合に、予め包括的に税關の審査を受けておくことにより、個々の輸出申告の際の審査を簡易・迅速に行うことができる制度。 なお、本制度は 2008 年 12 月 31 日をもって終了する。

No	用語	説明
38	保税工場	保税地域の一種類。外国から本邦へ到着した貨物について関税などを課さないままで加工、製造できる場所として税関長が許可した場所をいう。この制度は、加工貿易の振興のために設けられたもので、その加工又は製造の期間は原則として2年であるが、作業の都合によっては、更に期間を延長することも認められる。
39	保税蔵置場	保税地域の一種類。輸入手続がまだ済んでいない貨物、輸出の許可を受けた貨物、わが国を通過する貨物(これらをあわせて外国貨物という。)を置くことができる場所として、税関長が許可した場所をいう。ここには、外国貨物を積卸し、又は蔵置(原則2年、延長可能)することができる。
40	保税地域	外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続(通関手続)をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。
41	予備審査制度	輸入申告を行うことができる時期以前に、予備申告書を税關に提出することにより、あらかじめ当該予備申告書の税關審査を受けておくことができる制度。本制度により、貨物の到着以前に税關における書類審査を終了することから、税關検査を要しない貨物については、輸入申告後、速やかに輸入許可が得られ、輸入貨物の国内への迅速な引取りが可能となる。

## 第7章 各税関の窓口及び連絡先

特定保税運送制度の詳細については、各税関の特定保税運送制度担当までお問い合わせ下さい。

- ・ 函館税関 ・・・・・・・・ 電話：0138-40-4254  
0138-40-4275 (※)
- ・ 東京税関 ・・・・・・・・ 電話：03-3599-6343  
03-3599-6422 (※)
- ・ 横浜税関 ・・・・・・・・ 電話：045-212-6125  
045-212-6120 (※)
- ・ 名古屋税関 ・・・・・・・・ 電話：052-654-4169  
052-654-4092 (※)
- ・ 大阪税関 ・・・・・・・・ 電話：06-6576-3391  
06-6576-3218 (※)
- ・ 神戸税関 ・・・・・・・・ 電話：078-333-3071  
078-333-3076 (※)
- ・ 門司税関 ・・・・・・・・ 電話：050-3530-8401  
050-3530-8387 (※)
- ・ 長崎税関 ・・・・・・・・ 電話：095-828-0126  
095-828-8655 (※)
- ・ 沖縄地区税関 ・・・・・・・・ 電話：098-862-9281  
098-862-9814 (※)

※は、特定保税運送制度（AEO運送者制度）の専担となります。

**付録 1：承認・認定申請書（C-9000 号）**

**[入手先 URL]**

- ・承認・認定申請書：<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/C9000.doc>
- ・記載要領：<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/C9000k.pdf>



受理番号

特例輸入者  
 特定保税承認者  
 特定保税運送者      承認・認定申請書  
 特定輸出者  
 認定通関業者

平成 年 月 日

税関長 殿

申請者  
 住 所  
 氏名又は名称  
 (対象事業部門の名称)        
 電 話 番 号  
 輸出入者符号  
 代表者名 (法人の場合)

代理人  
 住 所  
 氏名又は名称     

- ・関税法第7条の2第1項に規定する特例輸入者
  - ・関税法第50条第1項 (特定保税承認者)
  - ・関税法第61条の5第1項 (特定保税承認者)
  - ・関税法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者
  - ・関税法第67条の3第1項に規定する特定輸出者
  - ・関税法第79条第1項 (認定通関業者)
- の 承認 認定 を受けたいので、下記の  
とおり申請します。

記

1.     関税法第7条の2第1項に規定する申告の特例の適用を受けようとする      貨物の品名  
        関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする

2.     関税法第7条の5第1号イからハまでのいずれか  
        関税法第51条第1号イからハまで (第62条において準用する場合を含む。) のいずれか      に該当する事実の有・無  
        関税法第63条の4第1号イからホまでのいずれか  
        関税法第67条の4第1号イからホまでのいずれか  
        関税法第79条第3項第1号イからニまでのいずれか  
       (該当する事実がある場合にはその内容)

3. 許可を受けている  
保税蔵置場  
保税工場 の名称及び所在地  
営業所

4. その他参考となるべき事項

5. 申請担当者の氏名、所属及び連絡先

代理人

**特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書  
(C-9000) の記載要領【特定保税運送者・認定通関業者用】**

**1. 「あて先税関長」欄**

特定保税運送者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を記載するものとし、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が通関業の許可を受けているいずれかの税関長の職名を記載します。

**2. 「代理人」欄**

代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載します。

**3. 「関税法第7条の2第1項に規定する申告の特例の適用を受けようとする・関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名」欄**

特定保税運送者の承認申請・認定通関業者の認定申請において、記載する必要はありません。

**4. 「関税法第7条の5第1号イからハまでのいずれか・関税法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか・関税法第63条の4第1号イからホまでのいずれか・関税法第67条の4第1号イからホまでのいずれか・関税法第79条第3項第1号イからニまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）」欄**

特定保税運送者の承認申請にあっては関税法第63条の4第1号イからホまでのいずれか、認定通関業者の認定申請にあっては同法第79条第3項第1号イからニまでのいずれかについて記載することとなります。

**5. 「許可を受けている保税蔵置場・保税工場・営業所の名称及び所在地」欄**

認定通関業者の認定申請において、通関業法（昭和42年法律第122号）第8条第1項に規定する許可を受けている営業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている営業所が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付しても差し支えありません。

**6. 「その他参考となるべき事項」欄**

次のことを記載する必要があります。なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができます。

**(1) 特定保税運送者の承認申請**

- ① 関税法施行令第55条の2各号のいずれに該当するかの別
- ② 役員の氏名及び履歴並びに資本金（申請者が法人である場合に限ります。）

- ③ 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要（認定通関業者及び特定保税承認者である場合を除きます。）
  - ④ 特例保税運送に関する業務等又は国際運送貨物の運送若しくは管理に関する業務に携わる担当者の氏名、職名及び履歴
  - ⑤ 特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う営業所の名称
- (2) 認定通関業者の認定申請
- ① 通関業の許可を受けている税関長
  - ② 役員の氏名及び履歴並びに資本金（申請者が法人である場合に限ります。）
  - ③ 通関業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要（輸出しようとする貨物又は外国貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務に限ります。）
  - ④ 通関業務及び関連業務に携わる担当者の氏名、職名及び履歴（担当者とは、通関士を含み、通関業法第22条第2項に規定する従業者全員となります。）
  - ⑤ 特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告の依頼を受ける予定の営業所の名称
  - ⑥ 特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けている場合には、その事実

## 7. 「申請担当者氏名、所属及び連絡先」欄

申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電子メールアドレスを含む。）を記載し、通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとなります。

## 8. その他

申請書（C-9000）は2通（特定保税運送者の承認申請と認定通関業者の認定申請を同時に行う場合には、3通）提出して下さい。

添付書類として法令遵守規則（2通。特定保税運送者の承認申請と認定通関業者の認定申請を同時に行う場合には、3通）のほか、申請者が法人の場合には、法人登記事項証明書（1通）を、個人の場合には、本人確認が可能な書類（例えば、住民票等。1通）を添付する必要があります。

**付録2：国際運送貨物の運送業務等に係わる法令遵守規則**

**[入手先 URL]**

- ・法令遵守規則：[http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/CPmodel\\_transporter.doc](http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/CPmodel_transporter.doc)



【注】この法令遵守規則の雛形は、国際運送貨物の運送の一部を外部に委託している場合における標準的な法令遵守規則の例示です。

法令遵守規則の制定を検討する場合には、各企業の実情に応じて、本例を参考に、自社に適した法令遵守規則を作成する必要があります。

## 国際運送貨物の運送業務等に係る法令遵守規則

### 第1章 総則

#### (目的及び適用範囲)

第1条 ●●社法令遵守規則（以下「本規則」という。）は、●●社（以下「当社」という。）の国際運送貨物の運送業務及び保税運送等（特定委託輸出に係る運送を含む。以下同じ。）（以下「国際運送貨物の運送業務等」という。）並びに関税法その他関係法令に規定する税関手続きについて、法令を遵守し、業務を適正かつ円滑に遂行することを目的として定める。

2 本規則は、当社が行う国際運送貨物の運送業務等及び関税法その他関係法令に規定する税関手続きに適用する。

#### (基本方針)

第2条 國際交易の一翼を担う当社は、適正・円滑な輸出入貿易に資する観点から、関税法及びその関連法規を誠実に遵守し、国際運送貨物の運送業務等を適正に行うため、以下を当社の基本方針とする。

- (1) 国際運送貨物の運送業務等の遂行に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- (2) 法令遵守のため必要な社内体制の整備を図る。
- (3) 本規則及び別途策定する業務手順書に定めるところにより、適正に業務を行う。

### 第2章 組織

#### (組織)

第3条 法令遵守の観点から、国際運送貨物の運送業務等全般に関する責任・管理体制等について業務の適正な運営を図るため、最高責任者及び下記の部門を置く。

- (1) 総括管理部門（国際運送貨物の運送業務等を総合的に管理する部門をいう。以下同じ。）
- (2) 国際運送貨物運送部門
- (3) 保税運送等管理部門
- (4) 顧客（荷主）管理部門
- (5) 法令監査部門

#### (最高責任者)

第4条 適正な国際運送貨物の運送業務等の遂行のため、代表取締役又はこれに準ずる者を最高責任者とする。

2 最高責任者は、第2条に規定する基本方針の適正な実施のため、次条各項に定める社内体制を整備するとともに、適正な運営がなされるよう有効な施策を講じる。

#### (社内体制の整備)

第5条 国際運送貨物の運送業務等の遂行に際しての責任体制を明らかにするため、各部門における業務内容、従業者の権限及び責任の範囲を明確に定める。

- 2 各部門間、本支店間及び各従業者間等における情報の伝達及び共有化が確実に行われるよう連絡体制を整備する。また、各部門等における税関その他の関係官庁への連絡体制を整える。
- 3 国際運送貨物の運送業務等に係る知識及び経験に応じて、従業者の適切な配置を行う。
- 4 会計帳簿及び財務書類の作成、保管及び会計監査を行う部門を定め、その責任の範囲を明確に定める。

#### (総括管理部門)

第6条 最高責任者は、法令遵守の観点から、総括管理部門を設置し、次の業務を行わせることとする。

- (1) 社内体制の整備、本規則並びに業務手順書の策定及び改訂
- (2) 各部門への指示、連絡及び調整
- (3) 危機管理体制の整備
- (4) 社内教育及び訓練の実施
- (5) 国際運送貨物の運送業務等の委託先に対する信頼度の調査、指導及び監督
- (6) 法令監査部門からの勧告に対応する業務改善の措置

#### (国際運送貨物運送部門)

第7条 国際運送貨物運送部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って国際運送貨物の運送の基本的作業である貨物の搬出入・受渡に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等を把握し、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

#### (保税運送等管理部門)

第8条 保税運送等管理部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って運送の基本的作業である貨物の発送・到着に係わる確実な記帳のほか、運送中の貨物の数量、態様等を把握し、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

#### (顧客（荷主）管理部門)

第9条 顧客（荷主）管理部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って当社が国際運送貨物の運送業務等を委託する顧客（荷主）について、その資質や経営状況等の把握に努め、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 各部門は、必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

#### (法令監査部門)

第10条 法令監査部門は、国際運送貨物の運送業務等に関する法令遵守を実効あるものとするために、次の業務を行う。

- (1) 業務手順書に則った定期的な監査の実施及び各部門における自己監査の支援
- (2) 個別の国際運送貨物の運送業務等が法令及び本規則に適合しているかの審査及び承認
- (3) 監査結果等に基づく法令遵守に係る業務の改善措置の勧告
- (4) 監査結果及び勧告の最高責任者及び総括管理部門への連絡

#### (各部門における責任者)

第11条 各部門における国際運送貨物の運送業務等を適正に遂行するため、部門ごとに責任者を設置する。

- 2 責任者は、関連法令、本規則及び業務手順書を理解し、これを遵守するため、各部門における国際運送貨物の運送業務等に携わる従業者の指導、監督を行うとともに、業務手順書に基づき適正な指示を行う。

#### (従業者の責務)

第12条 従業者は、第1章に定める基本方針が企業活動の基本であることを理解し、本規則及び業務手順書に基づき、国際運送貨物の運送業務等を適正に遂行する。

### 第3章 基本的業務

#### (国際運送貨物の運送手続)

第13条 各担当者は、当社が行う国際運送貨物の運送業務における手続について、次条から第17条まで及び第23条に定める手続を厳守するものとする。

※ 最高責任者の承認並びに総括管理部門及び法令監査部門の確認を受けた場合などにおいて、船舶、航空機、トラック及び関係施設等の管理部門の責任者が、当該施設等の実情に応じて手続を定めることとしても差し支えない。

#### (船舶、航空機又はトラック等の管理)

第14条 船舶、航空機又はトラック等に対し無許可のものの侵入を防ぐことにより、船舶、航空機又は貨物自動車等のセキュリティを確保するものとする。

- 2 船舶、航空機又はトラック等に対するセキュリティ対策は次の各号により実施するものとする。
- (1) 貨物室内外について不審者、不審物等の有無を定期的に検査する。
  - (2) 特に船舶及び航空機については、内部と外部を隔てる区画や壁板及び扉板の安全性を確保する。
  - (3) 無許可の者の出入、不正が発見された場合の手続きを整備する。
  - (4) 特に船舶及び航空機については、積荷目録に記載されないものが発見された場合の手続きを整備する。

#### (施設管理)

第15条 国際運送貨物の運送業務等を行う者が自ら施設を設置する場合には、外部からの不法なアクセスを防止できるよう、次の各号により施設管理を実施するものとする。

- (1) 適切な施錠を行う。
  - (2) 駐車区域を含む施設内外に適切な照明を設置する。
  - (3) 危険物その他貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、他の貨物と区分して適切に蔵置する。
  - (4) 貴重品その他盗難のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設け、その施設内に蔵置させる。
  - (5) 従業員及び訪問者の駐車区域は、蔵置貨物の保管区域から分離する。
  - (6) 貨物自動車運送事業者が荷主施設等にトラック等を待機させる場合には、当該施設等の管理担当者と協力し、当該トラック等のセキュリティ確保に努める。
  - (7) 警察その他関係当局と連絡をとるための必要な体制を整備する。
  - (8) 不法なアクセスを防止するための適切な警報システムを設置する。
- 2 国際運送貨物の運送業務等を行う者が施設設置者の施設を利用する場合にあっては、当該施設設置者の協力を得て前項に定める施設管理を実施する。

#### (アクセス管理)

第16条 国際運送貨物の運送業務等を行う者は、次の各号により船舶、航空機、トラック及び関係施設等へのアクセス管理を実施するものとする。

- (1) 無許可で船舶、航空機、トラック及び関係施設等への出入りを禁止する。
- (2) 必要に応じ港湾管理者、空港管理者等（以下、「施設設置者」という。）の協力を受け、以下の内容を含む管理体制の整備に努める。
  - イ 従業員及び訪問者等に対し、身分証等で入退出の確認を行う。
  - ロ 無許可及び不審者等への対応方法を整備する。
- (3) 特に船舶及び航空機にあっては、乗組員及び旅客について、関係法令に従い、乗船名簿等を作成する。
- (4) 携帯品、郵便物その他船舶、航空機、トラック及び関係施設等に持ち込まれる物品等はその安全を確認する。
- (5) 盗難防止のための警報又はアクセス管理のため、適切な警報システムを設置する。

(6) 当該施設区域への自動車の出入りについては、当該自動車を自動車登録番号等により特定、記録するとともに、駐車中の車両の監視に努める。

#### (貨物管理)

第17条 国際運送貨物の運送業務等を行う者は、貨物情報を確認できないものが船舶、航空機、トラック及び関係施設等に持ち込まれることのないよう、次の各号により管理体制の整備を実施するものとする。

- (1) 貨物の搬出入・受渡を管理する現場責任者を選任する。
- (2) 貨物は、現場責任者の監督の下で、搬出入・受渡を行う。
- (3) 貨物に対し検数、検量等を行う。
- (4) 貨物及び貨物用機材のマーキング等が適切であることを確認する。
- (5) 海上コンテナーについては、コンテナーシールが適切であることを確認する。航空コンテナーについては、関係法令等に基づきコンテナーに対する不法なアクセスを防止する措置が講じられていることを確認する。
- (6) 過小又は過大な積載等、貨物情報に照らし、不自然な積載状況を発見した場合には、直ちに荷主又は関係者に連絡を行う。
- (7) 運送貨物への不法なアクセスを防止するため、これらを適切に蔵置する（船舶及び航空機の場合を除く。）。
- (8) 危険物その他貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、他の貨物と区分して適切に蔵置する。
- (9) 異常事態又は不法なアクセスが発見され、若しくは疑われる場合には、直ちに関係当局へ報告する。
- (10) 輸入貨物の取扱時において、未通関の貨物に積荷目録（又は船荷証券）に記載されていない貨物が発見された場合には、直ちに税関に報告するとともに、荷主及び関係者に連絡を行う。
- (11) 空コンテナーの保管に際しては、不法なアクセスを防止できる体制（専用区域の設定、定期的な巡回等）を整備する。
- (12) コンテナーへの貨物積込みに際しては、積込み前にコンテナー内外の状態を点検する。
- (13) 海上コンテナーについては、貨物積載後のコンテナーの施錠に際し、固有の番号を有するシール等により適切に行う。航空コンテナーについては、関係法令等に基づきコンテナーに対する不法なアクセスを防止する措置が講じられていることを確認する。

## 第4章 保税運送等に係る手続体制

#### (運送管理手続)

第18条 各担当者は、船社や荷主からの委託を受けて当社が行う保税運送等に係る保税地域等からの貨物の発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続きについて、第13条から第17条までのセキュリティ対策のほか、次条から第23条までに定める手続きを厳守するものとする。

ただし、最高責任者の承認並びに総括管理部門及び法令監査部門の確認を受けた場合にあっては、各運送管理部門の責任者は、当該部門の実情に応じた手続きを定めることができるものとする。

#### (発送時管理)

第19条 外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税地域等から発送するに当たっては、次の各号に定める事務を行う。

- (1) 貨物を発送する場合は、当該発送貨物に係る船卸表等の情報と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を当該貨物管理者とともに確認の上、貨物を搬出する。
- 保税運送を行う場合にあっては、当該発送貨物に係る船卸表等の情報を基に通関情報処理システム（以下「システム」という。）により運送目録を作成し、保税地域の貨物管理者に

提示する。

- (2) 提示した書類と当該搬出しようとする貨物の相違を発見したときは、直ちにその内容を運送管理部門の責任者に連絡する。貨物管理部門の責任者はその内容を直ちに管轄税関の保税(取締)担当部門へ報告する。

(運送中管理)

第20条 外国貨物又は輸出しようとする貨物の運送中は、道路交通法等の法令に従い、確実に運送を行うとともに、以下の各号の内容を含む管理体制の整備を行うものとする。

- (1) 貨物及び貨物用機材のマーキング等が適切であることを確認する。
- (2) コンテナーシールの施錠状況や外装を確認する。
- (3) 過小又は過大な積載の発見と報告・連絡を行う。
- (4) 運送貨物への不法なアクセスを防止するため、コンテナー等を適切に管理する。
- (5) 運送中に亡失した場合には、直ちにその旨を管轄税関の保税(取締り)担当部門に届け出る。
- (6) 特定保税運送にあっては発送の日から起算して7日以内、保税運送にあっては個々に指定された運送期間内に運送先に到着しないときはその旨を到着予定地を管轄する税関の保税(取締り)担当部門に報告する。なお、この場合においては、貨物にかかる関税等を直ちに納付することとなる。

(到着時管理)

第21条 外国貨物又は輸出しようとする貨物が保税地域等に到着した際には、次の各号に定める事務を行う。

- (1) 到着した外国貨物等と運送目録又は船卸票等とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行う。  
保税運送については、具体的には、保税地域の貨物管理者とともに、到着した外国貨物等とシステムにより保税地域に配信される「保税運送承認貨物情報」等を対査して、上記の確認を行う。
- (2) 到着した貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めた時は、直ちにその内容を運送管理部門の責任者に連絡する。運送管理部門の責任者はその内容を直ちに管轄税関の保税(取締)担当部門へ報告する。  
イ 上記(1)及び(2)で対査した書類に記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準じる異常。  
ロ 搬入貨物内に、麻薬、覚せい剤又は銃砲刀剣類等輸出入してはならない貨物の存在。

(認定通関業者との連絡体制の構築)

第22条 特定委託輸出に係る運送を行う場合にあっては、第18条から第20条までに定める手続きのほか、以下の方法により認定通関業者との連絡体制を構築する。

- (1) 認定通関業者が輸出者と包括契約を締結している場合には、認定通関業者が行った当該輸出者の梱包がなされる工場・倉庫等に対する現地調査結果の連絡を受けること。  
個々の運送にあたっては、認定通関業者が確認した貨物の内容等に係る情報を聴取し、当該情報と運送時に実際に確認した貨物の状況に相違がある場合には、税関に報告するとともに当該認定通関業者に連絡すること。
- (2) 認定通関業者の委託を受けて特定委託輸出に係る貨物管理を行う場合には、認定通関業者に求められている当該貨物管理に係る法令遵守規則を遵守する。
- (3) 認定通関業者より税關検査により検査場への貨物の運送に関する指示があった場合には的確に対応すること。運送中に事故等が発生した場合には、当該特定保税運送者から税關に報告するとともに、認定通関業者に連絡すること。

(顧客(荷主)管理)

第23条 各担当者(営業担当者を含む)は、顧客(荷主)の資質、経営状態等について把握するよう努めるとともに、寄託、検品、取扱いその他要望等で不審な点を認めた時は、速やかに顧客

(荷主) 管理責任者に報告する。顧客(荷主)管理責任者は、当社が行う国際運送貨物の運送等について無用の事故を防止し、健全な保税地域の運営を図る観点から、貨物管理上必要な顧客(荷主)の状況を国際運送貨物運送部門又は保税運送等管理部門の責任者に伝達する。

## 第5章 他法令の法令遵守規則

(他法令の法令遵守規則)

第24条 総括管理部門は、他法令の法令遵守規則が別に定められている場合又は変更があった場合には、税関に報告する。

## 第6章 関連会社、提携会社等の指導等

(関連会社、提携会社等への委託及び指導)

第25条 総括管理部門は、各部門が外部の事業者に国際運送貨物の運送業務等の一部を委託する場合には、委託の適否について審査を行うとともに、選定に当たっては委託先の信頼性を十分に把握して各部門に連絡する。

- 2 適正な貨物管理の遂行を図るため、委託先が行うべき業務の内容、責任の範囲、担当者及び責任者を明確にする。
- 3 委託する業務に応じた法令遵守規則及び業務手順書を委託先に整備させ、これらが本規則及び当社の業務手順書に整合的であることを確認する。
- 4 総括管理部門は、前2項が適正に運用されるよう、委託先に対する監督及び指導を行う。

## 第7章 所管官庁との連絡体制

(所管官庁との関係)

第26条 関係法令を所管する官庁からの質問、照会に対応する担当責任者をあらかじめ定める。また、立入調査及び業務改善措置の求め等に対しては、最高責任者の指示の下、各部門が積極的に協力し、的確に対応する。

## 第8章 報告及び危機管理

(報告及び危機管理)

第27条 国際運送貨物の運送業務等についての事故、法令違反等（以下「事故等」という。）が発生した際ににおける報告及び連絡体制をあらかじめ整備しておく。

- 2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に連絡するとともに、各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に連絡する。
- 3 総括管理部門は、前項により連絡を受けた事故等の内容及び第8条の規定に基づき行われた監査の結果を所管官庁に直ちに報告する。
- 4 最高責任者及び総括管理部門は、事故等が発生した原因の究明等を行い、その原因に応じて本規則等の改善など、再発防止のための必要な措置をとる。

## 第9章 帳簿書類等の保存

(記帳・記録)

第28条 法令に基づき作成又は保存が義務付けられている場合には当該帳簿を作成する部門及び保管を行う部門を明確にし、それぞれの責任者を定める。

- 2 保存された帳簿及びその修正の履歴は、所管省庁からの照会があったときに速やかに利用可能となるような状態に整理しておく。

## 第10章 教育及び研修

(教育及び研修)

- 第29条 総括管理部門は、関係するすべての役員及び従業者に対して、本規則の方針及び手続きを理解させ、関係法令、税関周知事項の徹底、本規則における各人の職務を明確に把握させるための教育、訓練を定期的かつ継続的に実施する。
- 2 各部門は、国際運送貨物の運送業務等を適正に遂行するために必要な業務手順書、関係法令集、参考資料等を整備し、従業者が使いやすい場所に整理及び保管するなど、適時に利用可能となるような状態を維持する。
- 3 法令監査部門は、各部門の責任者及び従業者の専門的知識の水準が十分かどうかを確認するため、定期監査等によって検証を行う。
- 4 国際運送貨物の運送業務等の全部又は一部を外部の事業者に委託している場合には、委託先の役員及び従業者に対しても教育及び研修を行う体制を整備する。

## 第11章 処分

(処分)

- 第30条 法令及び本規則に違反した従業者は、別に定めるところにより、最高責任者が厳正に処分する。

## 第12章 その他

(規則等の改訂)

- 第31条 本規則及び業務手順書の改訂を行った場合には、改訂後の本規則及び業務手順書を速やかに所管省庁に提出する。

付則 この規定は、平成 年 月 日から実施する。



**付録3：法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート**

**[入手先 URL]**

- ・チェックシート：<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/checksheet02.doc>



## 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート

<input type="checkbox"/> 特定保税承認者	<input checked="" type="checkbox"/> ○○○社
<input type="checkbox"/> 保稅倉置場	
<input type="checkbox"/> 保稅工場	
<input type="checkbox"/> 特定保税運送者	
<input type="checkbox"/> 認定通関業者	

## 1 体制整備等に関する基本的事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	以下の基本的事項が明記されているか ④ 法令遵守規則は、貨物管理業務、特定保税運送に関する業務等、国際運送貨物の運送又は管理に関する業務、「関係業務」という。)を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。 ⑤ 法令遵守規則が適用される業務等の範囲。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。 (注)最高責任者が下記に該当する者か否かについて、十分に注意を払うことが必要である。 ① 指定暴力団への関与が懸念される者。 ② 国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
③	法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 ① 特定保税運送者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合は、規則第4条の5第2号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。）において同じ。） ② 認定通関業者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条の7第1号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合は、同条第2号イに規定する者をいう（注1）において同じ。） ③ 上記①から③においては、規則第4条の5第1号イ(1)（規則第4条の10において準用する場合を含む。）、第7条の4第1号イ(1)又は第9条の7第1号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第4条の5第1号イ(3)（規則第4条の10において準用する場合を含む。）、第7条の4第1号イ(4)又は第9条の7第1号イ(3)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していいることが望ましい。これらの部門（規則第4条の5第1号イ(2)（規則第4条の10において準用する場合を含む。）、第7条の4第1号イ(2)及び(3)又は第9条の7第1号イ(2)に規定する部門。以下「事業部門」という。）	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	



## 2 各部門の業務内容等に関する事項

### (1) 総括管理部門

No	審　查　事　項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	総括管理部門は、法令遵守の観点から、関係業務を総合的に管理できる立場にあるか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注)申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務のうちいずれかの業務が事業部門が行うこととされている。 ⑦ 社内体制及び法令遵守規則の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。）	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑧	関係業務に対する各部門に対する指示、連絡及び調整	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑨	⑦ 関係業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑩	法令遵守状況の監査の支援	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑪	危機管理体制の整備	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑫	社内教育及び訓練の計画及び実施	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑬	⑦ 関係業務（通関業務を除く。⑨において同じ。）を委託する関連会社等の信頼度の調査及び委託の適否の判断	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑭	⑨ 関連会社等への関係業務に関する指導及び監督	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑮	⑦ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における、荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断 ⑯ 國際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の資質の把握、輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	輸出入者への通関手続、遵守すべき貿易関係法令等に関する教示又は助言	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

(2) 事業部門

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	「事業部門」には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注)申請者において関係業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていないくとも差し支えない。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
③	当該事業部門における業務手順書等の整備	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
④	当該事業部門における指示、報告等に関する連絡系統の整備	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑤	当該事業部門と税関その他の関係省庁との連絡窓口の確定	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑥	当該事業部門の業務に関する法令審査体制の整備	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑦	従業員に対する法令遵守の認識及び法令遵守規則の理解の徹底	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑧	監査部門による監査結果に基づく改善勧告を業務手順等に適正に反映させるための体制の整備	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑨	関係業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等）	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

### 3 税関手続の履行に関する事項

#### (1) 保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税關審査欄
特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。 (注) 保税蔵置場又は保税工場に法又はその他の法令に違反する恐れがある貨物を置かないための措置を講じていることが必要である。		
① 保税地域以外の場所に外国貨物（法第30条第1項各号に掲げる貨物を除く。）を置かないこと	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
② 法第69条の11第1項第1号から第4号まで、第5号の2及び第6号に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）は、保税地域に置かないこと	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
③ 外国貨物を置くことができる期間の遵守	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
④ 業務の一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑤ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における、荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑥ 上記④から⑤までのほか、保税蔵置場又は保税工場の許可を受けた者が行う法第3章第4節又は第4節に規定する手続の適正な履行	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

#### (2) 特定保税運送に関する税関手続

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税關審査欄
特定保税運送者に係る外國貨物又は輸出ししようとする貨物の保税地域等からの発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続きにおいて、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。		
① 貨物を発送する場合は、当該発送貨物に係る船卸表等の情報と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を当該貨物管理者とともに確認の上、貨物を搬出すること	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

審査事項		自己評価及び実施内容（実施状況）等	税關審査欄
② 運送中は、貨物管理体制の整備に努めるとともに、道路交通法等の法令に従い、確実に運送を行うこと		<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
③ 到着した外国貨物等と運送目録、ポートノート又はAir Waybill等とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行うこと		<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
④ 特定委託輸出に係る運送を行う場合は、認定通関業者との連絡体制を構築すること		<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑤ 業務の一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督		<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑥ 國際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断		<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑦ 上記⑥から⑤までのほか、保税蔵置場又は保税工場の許可を受けた者が行う法第4章第3節又は第4節に規定する手続の適正な履行		<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
(3) 認定通関業者に関する税關手続			
No.	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税關審査欄
①	特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。）に關し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。		
	① 輸入者から依頼を受けた輸入申告について、通關依頼書、仕入書等の関係書類が適正に提出されていること及び当該申告に係る貨物の価格に照らして必要な担保が税關に提供されているものであることの確認	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	② 仕入書等の関係書類等に基づく適正な輸入申告の履行	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	③ 輸入申告を行おうとする事項と当該申告に係る貨物の現況が一致していることの確認（特例委託輸入者に係る輸入申告においては、顧客の信用状況、資質等に応じて的確に確認を行うことが必要。）	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	④ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び	<input type="checkbox"/> YES	

No.	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
②	特例申告に關し、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられるか。 ① 法第7条の2第2項に規定する期限までに適正に特例申告がされること ② 輸入許可書等に基づき適正に特例申告がされること	<input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
③	特定委託輸出申告に關し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 ① 輸出者から依頼を受けた特定委託輸出申告について、通関依頼書、仕入書等の關係書類が適正に提供されていることの確認 ② 仕入書等の關係書類等に基づく適正な特定委託輸出申告の履行	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
④	次のいずれかによる特定委託輸出申告を行おうとする事項と当該申告に係る貨物の現況が一致していることの確認 A 関係書類によると確認（継続的に特定委託輸出申告を行う輸出者から委託を受けた場合であつて、当該申告に係る貨物が置かれている場所における貨物の管理体制を半年に1度確認し、その結果を税関に報告するものに限る。） B 貨物による確認 ① 審査又は検査が必要とされた場合の關係書類の提出及び検査への対応の準備 ② 特定委託輸出申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込もうとする開港、税關空港又は不開港までの運送を行う特定保稅運送者へ、当該申告に係る貨物の記号、番号、品名、数量、申告の時期その他当該貨物を特定するために必要な事項の連絡 ③ 税関による必要な検査、運送中の事故等へ対応するための特定保稅運送者との連絡体制の整備 ④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通關手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 ① 通關業務以外の輸出入業務の全部又は一部を関連会社等への指導及び監督	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

No.	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	<p>④ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の資質の把握、輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断</p> <p>⑤ 輸出入者に対する通関手続において必要となる書類、適用される税率、各種通関手続における利便性の違い等について助言するとともに、当該手続において遵守すべき貿易関係法令を教示すること</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑤	上記①から④のほか、法、通関業法その他の法令に規定する輸出入関連業務に関する手続の適正な履行及び通関業務に係る貨物について必要な確認の的確な履行	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

#### 4 貨物管理の履行に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	移動中の貨物について、運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状を適正に把握できること	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。）。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
③	<p>① 貨物に係る外國貿易船又は外國貿易機（以下「外國貿易船等」という。）からの陸揚げの状況、港湾施設又は空港施設その他の保税地域等（以下「港湾施設等」という。）への搬入又は搬出の状況及び当該港湾施設等から保管施設等への移動の状況。</p> <p>② 貨物に係る保管施設等から港湾施設等への移動の状況、港湾施設等への搬入又は搬出の状況及び外國貿易船等への積込みの状況。</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
④	<p>貨物の蔵置場所において、以下の措置が講じられているか（認定通關業者の認定申請における審査の場合を除く。）。</p> <p>① 適切な保管（亡失、盜難等の防止）を図るために人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入の確認</p> <p>② 上記①の確認内容の記録及び一定期間の保存</p> <p>③ 施錠、障壁、フェンス、照明等の十分な整備並びに警備員の配置（カメラによる撮影を含む。）及び定期的な巡回警備の実施</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	(二) 管理対象貨物とその他の貨物の区分	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	⑤ 保管中の貨物に異常があつた場合の管理統括部門への報告など必要な措置	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
④	申請者が運送又は管理する貨物の管理のため、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか、(特定保稅運送者の承認申請における審査の場合に限る。)。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	⑦ 船舶、航空機又は貨物自動車等に対するセキュリティ対策のための必要な措置の実施	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	⑧ 船舶、航空機、貨物自動車等、倉庫又は上屋等への適切なアクセス管理	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	⑨ 貨物情報を確認できないものが船舶、航空機、貨物自動車等、倉庫又は上屋等に持ち込まれることを防ぐための管理体制の整備	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	⑩ 施設を設置する場合には、外部からの不法なアクセスを防止するための適切な施設管理の実施	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	⑪ 施設設置者の施設を利用する場合には、上記⑩から⑯までに定める施設管理の実施。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑤	貨物の管理を運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合又は貨物管理業務の一部を他の者に委託する場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。 (注) 倉庫業者においては、特定保稅承認者であること、フォワーダー等においては、特定保稅運送者又は国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましく、特定保稅承認者又は特定保稅運送者である場合には、本事項の審査を要しない。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑥	依頼を受けた通関業務に係る貨物について、セキュリティの確保の観点から必要な確認（人の生命又は財産を害する急迫した危険を生ずるおそれがあると認められる貨物の有無の確認をいう。）を行う体制を整備しているか、(認定通関業者の認定申請における審査の場合に限る。)。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
⑦	上記⑥により危険貨物を発見した場合には、当該貨物の隔離、除去、関係省庁への通報その他人命及び周辺の地域における安全を確保するためには必要な措置を講ずるための体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

## 5 監査体制

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	<p>法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(注)申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていないくとも差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ⑦ 適格な監査人の選定</li> <li>⑧ 監査対象部署の適正な選定と明確化</li> <li>⑨ 監査事項の適正な設定と明確化</li> <li>⑩ 監査時期の適正な設定と明確化</li> <li>⑪ 監査方法の高度化に向けた随時の見直し体制</li> </ul>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	<p>監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑫ 最高責任者及び総括管理部門への報告体制</li> <li>⑬ 監査の対象となつた事業部門に必要な改善措置が速やかに勧告され、それが確實に履行される体制</li> </ul>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

## 6 他法令の遵守規則に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	他法令の遵守規則が定められている場合（貨物管理業務の一部、特定保稅運送にに関する業務等、国際運送貨物の運送者を管理する場合の一部又は輸出入開運業務の一部を他者の者に委託している場合で、当該委任を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記②において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	他法令の遵守規則に関して、次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。 ① その内容に変更があった場合であって、その変更内容が税関手続き又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告 ② 他法令の遵守規則に関する事故又は違法行為等があつた場合であつて、当該事故又は違法行為等が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

## 7 関連会社等の指導等に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	申請者の関係業務に関する業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、貨物管理業務の一部を委託している会社等。）又はこれら者の業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、申請者と連携してこれらに業務を適正に遂行する権限を有するこれが契約書等によつて明らかにされているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	申請に当たり求められる税関手続及び貨物管理の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保されているか。 (注) 契約書等において明記されていることが望ましい。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
③	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

## 8 税関との連絡体制に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	税関との連絡を担当する者（又は部署）は確立されているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 ① 令第42条第5項、第50条の4第5項、第55条の5第5項又は第69条第5項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 ② 関係業務に関する貨物について、事故等が発生した場合及び不審な点又は不審な情報があつた場合。 ③ 関係業務について、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。 ④ 税関からあつた連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

## 9 報告及び危機管理に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	社内における連絡体制は、例えば、以下の手順によつて行われるよう整備されているか。 各部門の担当部署から当該部門の責任者への報告。 ①○ 当該責任者から総括管理部門への報告。 ②○ 総括管理部門から最高責任者への報告。 ③○ 各部門の責任者から他の部門の責任者への報告。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記①により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。 ① 関係業務に関する貨物に係る事故等が発生した場合。 ② 関係業務について、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

## 10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	<p>帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管に関する事項</p> <p>（①）帳簿書類又は保税帳簿の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化</p> <p>（②）帳簿書類又は保税帳簿への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備</p> <p>（③）税関からの閲覧等の要請に速やかに対応するための手順及び体制の整備</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	<p>帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。</p> <p>（④）帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p> <p>（⑤）システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及びシステムが特定されるなど、その管理体制が整えられていること。</p> <p>（⑥）税関から要請があつた場合には、直ちに見詮可能な状態でシステムに記載されている内容を呈示することができるること。</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

## 11 財務状況に関する事項

財務状況に関する事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
<p>財務状況に関する事項</p> <p>（⑦）会計帳簿及び財務書類の作成及び保管等を担当する部署及び責任者の明確化</p> <p>（⑧）会計監査に関する体制の整備</p> <p>（⑨）関税若しくは国税に関する納税義務の履行又は手数料の納付に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税関へ連絡するための手順及び体制の整備</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

12 教育及び研修に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税闇審査欄
関係業務に関する教育及び研修に關し、次に掲げる措置が講じられているか。		
① 教育及び研修を企画し、定期的かつ継続的にこれを実施する体制の整備	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
② 教育及び研修の企画及び実施を担当する部門又は部署及び責任者の明確化	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
③ 管理者及び従業員に対して、法令遵守規則及び税闇手続に関する理解を深めさせることとともに、専門的知識を習得するために十分な内容及び時間の設定	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

13 懲罰に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税闇審査欄
従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があつた場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	